

研究ノート

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（続）

後 藤 文 治

目 次

- 一 序言——この研究ノートとりまとめの主旨
- 二 国民所得統計との関連からみた県民所得統計発展の意義と重要性
- 三 県民所得統計の発展過程
- 四 県民所得標準方式とその策定の経緯  
（以上第十八巻五・六号掲載）
- 五 県民所得の新標準方式とその特徴
  - 1 改訂の契機となった諸事情
  - 2 改訂作業を進めるにあたっての基本方針
  - 3 新標準方式に要請された必要条件
  - 4 改訂の具体的な方向と目標

5 改訂作業の経過

6 新標準方式の内容と新旧比較からみた特徴

（以上本号掲載）

（注）本号掲載分につづき、県民所得の新標準方式の問題点や県民所得の発展の現状と将来の方向などについて連続執筆の予定。

五 県民所得の新標準方式

これまで述べてきたように、わが国においては、戦後国民所得統計が目覚ましい発展を遂げてきたとともに、それに続いて県民所得統計が全県にわたって普及発展を示し、世界各国にその比をみない地域別国民所得統計の整備発展の例とし

て、その成果をあげている。

この県民所得統計の作成は、各県それぞれの自発的事业として行なわれているものであるが、それらの統一的普及発展のために、経済企画庁経済研究所国民所得部提示の県民所得標準方式が果たしてきた意義と役割はまことに大きいものがある。これについては、前章に述べた県民所得標準方式の策定および改訂の経緯と、県民所得統計の発展過程との関連からみて容易に理解されることと思われるが、今回県民所得の旧標準方式に全面的な改訂を加えた、新方式による県民所得の標準方式が策定されたことにより、県民所得統計はさらに飛躍的な発展段階を迎えることとなったのである。

新方式による県民所得標準方式の改訂の進捗途上の経緯については前章執筆の際に大要を述べておいたところであるが、昭和四十五年一月に至って五次案の最終審議を終わり、ようやく改訂案の確定をみるに至った。この確定改訂案は旧標準方式と区別するために「県民所得の新標準方式」と題され、略して新標準方式と呼ばれている。

本章は、この新標準方式の内容と特徴を紹介することを主な目的とするものであるが、それに関連して、まず最初に、

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(続)(後藤)

改訂の契機となった諸事情、それに対してとられた改訂作業の基本方針、改訂目標から要請された必要条件、改訂の具体的方向および改訂作業の経過について、順次要約して述べたのち、新標準方式の内容と特徴について具体的にみることにしよう。

## 1 改訂の契機となった諸事情

今回の改訂は旧標準方式が策定されてから十余年ぶりに行なわれたものであり、県民所得統計の新展開を方向づける画期的なものであるが、改訂にふみきる契機となった諸事情については、つぎの8項に要約することができる。

① 旧方式は策定当時(昭和三十一年)の各県の統計発展の実情に鑑み、いわゆるミニマム・スタンダードとしての内容や水準を示したものであったが、当時すでに各県の間では、県民所得統計の発展にかなりの格差がみられたなかで、先達の諸県ではいちはやくより高度のものを目ざすようになり、他方立遅れを示していた諸県でも数年ならずしてほぼ旧標準方式の水準に到達し、全県レベルにおいてもより高度の水準への発展を意図する機運がしだいに醸成さ

れるに至っていたこと。

② 旧標準方式は、その策定当時、各県の実際の知識経験をとり入れる機会が十分ではなかったために、机上プランに流れた部分もあり、各県が実際の推計に適用する過程で提出されたいろいろの問題点や疑問点が累積されるに至っていたこと。

③ 旧方式が対象としてとりあげていた推計系列の範囲だけでは利用上不十分と感ぜられるようになり、県民所得の計算体系の拡充発展が必要となってきたこと。

④ 推計結果の精度や関連統計との比較可能性を向上させることが各方面から要請されるようになったのに対し、各県の推計結果の精度もまちまちで、県際比較においても、また国民所得との比較においても、十分な根拠を失なうに至っていたこと。

右の点に関連して、旧方式改訂について最大の、かつ決定的な契機となったのは、国民所得統計自体における、昭和三十四年度から昭和四十二年度に至る前後八、九カ年の長年月をかけることとなった、画期的な大改訂作業の進行であった。国民所得統計は昭和四十一年四月には、新方式

基準に移行し、旧方式の推計系列は廃棄されたが、それ以降においては、県民所得統計は、比較のうえで次元を同じくする国民所得統計の推計系列を失ったわけである。

⑤ 県民所得推計の基盤として、基礎統計が次第に整備され、さらには県単調査も開発されるようになり、また推計作業担当の人的能力も不十分ながら強化され、現実的な困難や制約の打開が進められてきたのに伴ない、県民所得統計の改善発展に対して積極的に取り組もうとする意欲が、しだいに醸成されるようになったこと。

⑥ 利用上の見地から、時系列比較が重視されるようになってきたのに伴ない、過去年次に遡及する改訂が要請されることとなるが、その際には必然のこととして、準拠すべき標準方式として、旧方式の代わりに、必要な改訂が加えられた新方式の適用が要望されるに至っていたこと。

⑦ 各県における市町村民所得統計ないし県内地域別所得統計、産業連関表や資金循環勘定など、県民所得統計周辺の統計体系の発展により、それらと斉合性をもった県民所得統計として改善整備されることが必要となってきたこと。

またそれによって県民所得勘定を中核とする県民経済計算

の発展が囑望されるに至ったこと。

⑧ 県当局による地方財政経済政策や地方経済振興計画の策定が本格化してきたのに伴ない、また地方経済問題が各方面でとりあげられるようになったのに伴ない、県民所得統計の利用がますます重要視されるようになってきたこと。

## 2 改訂作業を進めるにあたっての

### 基本方針

前節に述べたような、改訂の契機としての諸事情が積み重なり、各県から県民所得の標準方式の改訂に対する要望は年を追って大きくなってきたが、その機が熟するのを見守ってきた国民所得部は、国民所得統計それ自身の画期的改訂作業の終了の目処がつくに至ったのをきっかけに、昭和三十九年末改訂試案の作成作業にふみ切ることとなったのである。その際考慮された基本方針はつぎのとおりであった。

① 県の統計事情の実態に留意するとともに、県当局の意見や要請を極力尊重して、いたずらに理想に走らず、実際の有用性の見地から総合調整をはかること。

このために、国民所得部では、県側の積極的な意欲の傾

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

注と大勢的な意見の一致の必要を呼びかけ、そのうえで、これまで長年にわたり地域ブロック別県民所得推計検討会議その他の、県当事者との接触の機会を通じて、県側から提出されてきた問題を整理検討して粗案を作成し、それを叩き台として、全国地域ブロック別県民所得検討会議においてはもちろん、とくに代表県の推計責任者を根集した研究会において共同の研究や検討を行ない、意見の相互交換を積み重ね、さらには全県にわたってアンケート調査を試みるなどの慎重な態度や手続きをとることとした。

② 各県の意見や要請にはかなりの開きや食い違いがあり、同床異夢的な傾向も感じられるので、実際との乖離や理論からの逸脱に留意すること。

このために、国民所得部では、改訂の目標の設定や改訂粗案の作成については流動的な見地から始められるべきものであることを極力主張し、改訂の方向や内容が具体化される過程でも、一部の県に偏った意見や特殊の立場を根拠とする主張に影響されないように、とくに留意することとした。

③ 今回の改訂は、県民所得統計の新展開を迎える画期的な

ものであるうえに、県民所得統計それ自体固有の困難性や特殊性を伴っていることに鑑み、かなりの長期間をかけた慎重な審議検討が必要である、ということをもつて十分に考慮してかかること。

これに関しては、かつて旧標準方式の策定においてもかなりの年月を要したという事実や、今回の国民所得統計の改訂にも約8年にわたるほどの年月を要したという事実からも推測されるところであるが、それに加えて、今回の改訂に際しての各県県民所得統計の利用の実情に照らし、今後各県の県民所得統計の統一目標となる新標準方式の策定のためには、最終案の確定までに、各県の試算による試行錯誤を考慮する必要があるということを十分に認識したうえで、改訂作業を慎重に推進することにした。

### 3 新標準方式に要請された必要条件

今回の改訂にあたって、新標準方式に要請された必要条件は、右に述べてきたような、改訂の契機となった諸事情のもとで、改訂の基本方針が改訂案作成当事者の国民所得部と県側との間で慎重に審議検討されていった過程で、しだいに具

体的に認識されるようになったが、もつとも重点的に考慮された基本的な必要条件を列挙すると、つぎのとおりである。

- ① 高度の精度を保持すべきこと。

県民所得統計が二次加工統計である以上、その精度を保持するには、県を地域単位とする基礎資料の利用可能性と推計方法の妥当性との両者が相互に関連して寄与するものであるので、地域別基礎統計の拡充整備とその加工による利用方法の改善開発が、実際的な根拠をもって、提示される必要がある。

- ② 県民経済の構造と変動を巨視的に順序立ててとらえることができるように、県民所得の循環についてもひととおり総合的にとらえるとともに、できるだけ多面的に、かつ詳細に示すべきこと。

旧標準方式では、県民所得の生産と分配の2面を主な推計対象とし、支出面は個人支出の範囲に限られていたが、そのため経済分析を行なううえにも、また財政経済政策や経済振興計画を策定するうえにも、もつとも重点的な分野とされる需要構造の把握を欠除していたというような大きな欠陥があった。したがって、新標準方式においては、生

産、分配、支出の所得循環を系統的に矛盾なくとらえるとともに、県民経済の活動の主要部門別動態を多面的にとら

えるために、新たに支出面の推計を包含する必要があるほ

か、県財政バランス、県内資本形成とその資本調達、さらには県外との取引などについても、一定の限度細部にわたって示される必要がある。

③ 県民所得の県際比較を可能ならしめると同時に、地域別国民所得としての性格や精度を具備すべきこと。

県民所得統計を利用するうえには、県際比較の可能性が確保されるとともに、国民所得統計との間においても、概念、表章形式および計数の面で比較上の斉合性が保持される必要があることはあらためていうまでもあるまい。

しかしながら、このような基本条件が新標準方式で具現されるためには、現実の可能性からの乖離や所得理論からの逸脱、さらには県単位地域経済の特殊性の無視などといった好ましからざる諸条件との兼ね合いのうえで決定されるべき多くの問題が伏在しているということに、とくに留意を怠らないうようにする必要がある。新標準方式のあるべき姿は、これらの正負の諸条件の接点において決定されるべきものとして

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

考えられたのである。

#### 4 改訂の具体的な方向と目標

以上順を追って述べてきたように、今回の改訂にあたっては、まず最初に、改訂の契機となった諸事情が積み重なってきた情勢に対し関係当事者が共通の認識をもつべきであるということを中心として出発し、それに対処するための、改訂作業に対する基本方針が慎重に審議され、それにつづいて新標準方式に要請される必要条件が周到に検討されるという順序を踏んできたのであるが、これらの問題についての原則的論議が関係当事者の間で万遍なく繰りかえされたのち、いよいよ改訂の具体的推進がすすめられることとなった。

しかしながら、右に述べたような、改訂にふみ切るための共通の基本的了解が関係当事者の間に醸成されるようになってとはいえず、改訂の具体的方向や目標となると、当初各県の間にかんがりの開きがみられた。その頃国民所得部が全県の意見を徴した結果についてみると、つぎの3つの、積極的から消極的にわたる3様の意見に分類することができた。

① 改訂された新国民所得勘定を基準とした勘定体系の採用

五五(四七一)

にふみ切り、国民所得統計と同一水準を指向するとともに、それとの斉合性を重点目標とすること。

この方向は、すでに早くから県独自に県民所得勘定の作成を開発してきたような、いわゆる県民所得統計の先進県を中心として主張された。しかし、県という行政区域を場とした、狭隘な県民経済について、勘定体系を採用することについては、県際取引関係をはじめとして、理論的にも実際のにも困難な問題が多い。これらの困難についてはまた意見の分かれたところであるが、県経済の循環をとらえるためには、一定の仮定を設けることは免れず、新標準方式策定後に実際の試算や研究の実績を積み重ねながら、それにもとづいて積極的に問題点の解明をはかる以外に、前進の途はないという意欲的な意見も唱えられた。

② 生産、分配、支出の3系列と個人部門の勘定について国民所得統計と斉合する体系を採用すること。

これは、所得循環の3面それぞれの所得系列を整備充実させることに重点的目標を置き、全体系の勘定化に伴なう処理方法の難点と推計上の困難とを回避しようとする、妥協的ないし実地的な考え方である。

③ 旧標準方式の推計対象となっていた生産、分配、個人所得とその処分に限定して、内容充実、精度向上をはかり、その限りで、国民所得と対比できるよう改善すること。

これは、県民所得統計の拡充よりは、従来行なってきた推計対象の範囲内での改善整備をはかることを旨としたものであるが、年々レベルアップされてきた利用面からの要請ないし県民経済の総合的分析への寄与に対しては、県民所得統計の限界や制約を主張するものである。

以上3つの方向については、最初はそれぞれが拮抗していたが、しだいに②の方式により標準方式の改訂の促進が要望されるようになり、さらには将来の目標に対する大勢的意見の趨くところ、②の意見と①の意見の中間に位するものとして、所得循環の3面についての主要所得系列の推計の整備に一義的な重点をおきながら、国民所得統計の勘定形式に県民所得統計の特殊性を考慮して若干の修正を加えた勘定形式をとり入れるべきである、との要望に結集されることとなった。こうした積極的な意見の帰趨によって、改訂の具体的方向はおのずと決定づけられ、その目標も明らかとなってきた。すなわち、各県の所得推計の水準やその改善に対する意欲に

はかなりの幅がみられ、早急に全県にわたる標準化の完成を期待することはできないにしても、将来目指すべき方向や目標については県的に一定のコンセンサスが得られたと考えられるに至り、旧標準方式のミニマムスタンダードとしての性格から、新方式のガイドラインとしての性格が標榜されるに至った。いいかえれば、各県が研究を重ね努力を払えば近い将来到達可能と思われるものの、現状においてはマキシマムスタンダードとしての性格をもつものが標榜されることとなったのである。

このようにガイドラインとしての性格をもった新標準方式の提示する具体的目標としては、旧標準方式の推計の対象や範囲を拡充するだけでなく、所得循環の3面をとらえる主要所得系列とそれらを組織化した総括勘定および部門別勘定を導入した全計算体系を完備させることとなったが、それらの推計が全面的に達成されるまでの過程においては、各県それぞれの場合により、あるいは各県の経験や必要に照して、適宜優先順位を定めて、重要な所得系列や個別勘定から順次拡大していき、県際間の比較の可能性や国民所得統計との斉合性の向上を追求しながら、最終的に県際間のより高度の標準

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(続)(後藤)

化を意図するところにおかれたわけである。

なお、新標準方式がこのような方向を目指すにしても、推計の可能性や推計結果の有用性という点について、実際や理論と遊離することのないようにという観点から、概念や表章形式については、国民所得勘定のそれとできるだけ対応せしめながらも、推計の極度に困難な部分は必要な限りで簡略化する一方、県民経済の特異性を反映させるための工夫を加えることが重視された。また、それと同時に、このような新標準方式の計数化をはかるうえには、基礎資料の渉猟発掘や新規調査の実施など、付随的な作業のために、従前に比べ格段の労力や時間を要するといったような、実務上の問題点にまで立ち入っての考慮がなされた。そして、それらの問題の克服は将来に期待しながら、県民所得統計の精度の改善と利用度の向上という至上の要請が、右に述べてきたような新標準方式の改訂の方向を決定づけたのである。

## 5 改訂作業の経過

さきに述べたように、旧標準方式について改訂の要望は一部の県から個別的に提出されるようになった昭和三十三年、四

年の頃にさかのぼるが、国民所得部がそのような要望の高まりを受けて、具体的な改訂作業の着手にふみきることを決意するに至ったのは、国民経済計算審議会の国民所得統計の改善に対する勧告案がかたまりかけた昭和三十九年末のことであり、同部から各県に対して、「旧標準方式の改訂にふみきるとならば、たんに国民所得部の改訂案の提示を待つだけでなく、同部と全県が相協力して慎重な審議検討をとりかわしながら、各県の真に必要な新標準方式の策定にとり組むべきであるが、各県にその十分な用意があるか」との意見聴取のための文書照会がなされたのが、そのきっかけである。

その後は、各県の意向もようやく歩調を揃えるようになってきたのに伴ない、国民所得部においては、さきに述べたような、改訂作業の基本方針にもとづき、改訂作業にとり組んだのであった。

ここで改訂作業の経過をふり返えると、当初利用上の要請から2カ年内と予定されたものが、結果として満4カ年余を要したわけであるが、その理由は、一つには、県民所得推計の予想以上の困難性や特殊性に対して調査研究や意見調整にできるだけの時間をかけたことと、二つには国民所得統計の

大幅改訂が予想を越えて、一度ならず、再度にわたって繰り返されることとなった影響によるものである。

この4カ年にわたる作業経過の概要をたどると、昭和四十年六月に「県民所得の標準方式改訂粗案」をはじめて県に提示したのははじめ、その後さらに五次にわたっての改訂案を作成し、地域ブロック別県民所得検討会議、とくに国民所得部で召集した代表県の推計責任者による研究会や全県の推計担当者の研修会などの審議検討にかけ、昭和四十四年十月に、第五次案としてのほぼ最終確定案のとりまとめをみるに至った。さらに、昭和四十四年十一月、十二月にかけて、経済企画庁経済研究所の国民経済計算研究会の分科会として、学識経験者による審議を再度行ない、最終的修正が加えられた。このようにして、全期間を通じ、通算8回にわたる大小の修正を施し、ついに最終案のとりまとめを達成したのであるが、昭和四十五年一月には、この最終案について行政管理庁・統計審議会に報告を行ない、同年3月に新標準方式としての「県民所得の新標準方式」の決定を行ない、ここで、今回の改訂作業の一応の終了をみたわけである。

## 6 新標準方式の内容と

### 新旧比較からみた特徴

#### (1) 新標準方式の内容

新標準方式は概念篇と推計方法篇の二部立てで構成されている。前者の内容は、第一、基本要領、第二、表章形式ならびに第三、県民所得の主要系列表と基本勘定表の概念および内容からなっており、それらの規定は今後かなり長期にわたって固定されたものと考えられ、いわゆるガイドラインとしての性格をもっている。それに対し、後者は、年々改善されていくであろう基礎統計の整備や推計方法の開発などの進捗状況に即応しながら、今後の研究成果や実際の経験を逐次とり入れるなど、必要に応じて改訂を加えることを用意した、

#### ○県民所得の標準方式の新旧比較における主な相違点

	新 標 準 方 式	旧 標 準 方 式
基本要領	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガイドラインを基本性格とする。</li> <li>2 主要系列表に加えて勘定形式採用。</li> <li>3 実際面からの知識経験をとり入れ、具体的例示的に叙述。</li> <li>4 県際比較の可能性と国民所得統計との斉合性の強化。</li> <li>5 概念篇と推計方法篇の二部篇とし、後者は流動的に改善。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ミニマムスタンダードを基本性格とする。</li> <li>2 所得系列表を主とし、個人勘定をもつ。</li> <li>3 机上の推論による抽象的包括的叙述の傾向がある。</li> </ol>

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

かなり流動的なものとして考えられている。

これらの内容の詳細については、原資料の参照にまたなければならぬが、概念篇については、とくに本稿の別掲資料として全文を掲げておいたので、必要のある人は同資料を閲読されたい。

#### (2) 新旧比較からみた新標準方式の特徴

新標準方式の特徴は、さきに述べた改訂のための具体的方向と目標についての、大勢的な意見がどのように具現されたかを反映するものであるが、それを具体的に理解するためには、旧標準方式との対比および改訂国民所得統計との対比がむしろ有効であると考えられるので、概念篇の範囲に属する事項について、新旧比較を表示して示すと、つぎのとおりである。

どな系体算計と式形章表

- 1 主要系列表（以下の各系列を同列に扱い、主要系列とした）
- (1) 産業別国内純生産
    - 13 産業に分類し、製造業については中分類を示し、1次・2次別のグルーピングと調整項目を廃止。
  - (2) 県民所得の分配
 

改訂された「国民所得の分配」と一致させた。その結果、雇用者所得の内訳としての賃金俸給・その他の給与および手当、社会保険料雇主負担、個人財産所得（個人利子所得、個人賃貸料所得および個人配当所得）、法人企業から個人への移転、財政の事業所得および財産所得の内訳としての国営企業剰余、賃貸料利子および配当などの諸項目が新設され、また法人所得は廃止され、欄外の参考項目として示されることとなった。県外との所得の受け払いは各項目に含められることとなった。
  - (3) 県民総支出（新設）
 

個人消費支出のほか、他の支出項目を加えて新設。
  - (4) 県民個人所得
 

系列表からは除外、個人勘定で示す。
  - (5) 実質県民総支出（新設）
 

基本勘定（次の勘定のすべてを新設）

    - (1) 県内総生産と総支出勘定
    - (2) 県民所得分配勘定
    - (3) 個人勘定

旧方式の県民個人所得と県民個人支出をバランスとしてとらえたものであるが、社会保険負担などについては、発生主義により受け払い両建てのグロス方式で表示した。個人所得の処分の側に、個人から財政へのその他の移転、個人所得の側に、法人企業から個人への移転を設けた。なお、直接推計

- 1 所得系列表（以下の(1)(4)を主要系列とし、(2)(3)を補助系列とする）
- (1) 県内生産所得
    - 11 産業に分類し、1次・2次・3次産業別にグルーピング。帰属サービス、非要素サービスの対価や国営事業所得などを一括控除するために調整項目を設定。
  - (2) 分配県民所得
 

法人所得を一構成項目として設定し、消費者負債利子は個人利子所得から控除してある。国営事業剰余と財政の財産所得を含めている。県外からの純所得を一構成項目として設定。
  - (3) 個人支出
 

個人消費支出、個人税及税外負担、県外への純送金のほか間接差引推計による個人貯蓄を計上し、参考として直接推計による個人貯蓄を別掲。
  - (4) 個人所得
 

社会保険負担を控除した受け取りベースで表示。なお産業別県民所得を補助系列として表示。

係 関 念 概	
<p>(7) 他産業から購入するコスト・サービス</p> <p>(6) 民間非営利団体 対企業サービスを営む民間非営利団体および企業の活動を行なっている民間非営利団体の生産をとらえることとした なお、対家計サービスの民間非営利団体については個人部門に分類される。</p> <p>(5) 金融保険業の範囲 政府関係機関などについて対象範囲を拡充かつ明確化した。 民間非営利団体</p> <p>(4) 建設費 進捗ベースとした。</p> <p>(3) 重復償却としての見方から、所得とみなすこととした。資本減耗引当計算とも適合する処理をとることとした。</p> <p>(2) 水産業の所得推計基準 事業所所在地主義による。 農業の付加減価償却費</p> <p>(1) 産業別県内純生産 事業所別純生産 本社・工場・営業所などの純生産の概念と推計方法の基準を明示した。</p>	<p>による個人貯蓄(参考)を本勘定の表示から除外して、付表とし、個人貯蓄率を欄外に新設した。</p> <p>(4) 財政勘定 (5) 資本形成勘定 (6) 県外勘定 (7) 関連指標(新設)</p> <p>5 経済成長率、一平方キロメートル当たり県内純生産など11項目について掲示、分析の利用に資することとした。</p> <p>3 推計対象期間 年度を原則とする。</p> <p>4 発表予定時期 翌年度の1月末。</p>
<p>(7) コスト・サービス 取扱いが明確でなかった。</p> <p>(6) 民間非営利団体 対象範囲が十分にとらえられてなく、明確でなかった。 とくに考慮されてなかった。</p> <p>(5) 金融保険業の範囲 対象範囲が十分にとらえられてなく、明確でなかった。</p> <p>(4) 建設費 竣工ベース。</p> <p>(3) 重復償却と一括して経費として計上する。 農林省「農家経済調査」の処理に拠っていた。</p> <p>(2) 水産業の所得推計基準 水揚地主義による。 農業の付加減価償却費</p> <p>(1) 産業別県内純生産 事業所別純生産 概念と推計方法の基準が明示されていない。</p>	<p>3 推計対象期間 暦年を原則としていた。</p> <p>4 発表予定時期 翌年度の3月末。</p>

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

新 標 準 方 式	旧 標 準 方 式
<p>2 費であることを明らかにした。</p> <p>2 県民所得の分配</p> <p>(1) 雇用者所得 チップ・給与住宅差額家賃および一部の組合管掌健康保険、私立学校教職員共済組合などの社会保険雇主負担を含めた。</p> <p>(2) 個人業主所得 自宅と事業所の所在地が異なる場合、地域所属基準として、個人業主の常時居住地主義をとることとした。</p> <p>(3) 個人賃貸料所得 請負小作料、個人所有の無体財産権使用および権利金を含めることとした。</p> <p>(4) 個人利子所得 社内預金利子、外国銀行利子、公社債利子および金融債利子（以上貨幣利子）、農業、漁業協同組合預金利子、簡易保険郵便年金利子（以上帰属利子）を含めることとした。</p> <p>(5) 個人配当 個人財産所得の内訳として表示。個人である株主が受けとる段階でとらえることとした。なお、欄外の法人所得に含まれる個人配当とは、海外との配当受け払いの分だけ相違する。法人企業から個人への移転 これは貸倒金、寄付金などにあたるが、個人が受け取るものとして独立に表示。</p> <p>(6) 法人税および税外負担 独立項目として別掲し、法人負担の利子所得税および税外負担を含めることとした。</p> <p>(7) 財政の事業所得および財産所得の範囲と企業、非企業の区分 下水道事業などを加え、企業、非企業の区分と国民所得計算の分類に準じて改めた。</p> <p>3 個人消費支出（県民総支出の構成項目として表示）</p>	<p>2 分配国民所得</p> <p>(1) 勤労所得 上記のものが含まれてなかった</p> <p>(2) 個人業主所得 地域所属基準が不明確。</p> <p>(3) 個人賃貸料 含まれてなかった。</p> <p>(4) 個人利子所得 含まれてなかった。</p> <p>(5) 個人配当 法人所得の内訳として、法人で発生する段階でとらえていた。</p> <p>(6) 法人企業から個人への移転 この項目はなく把握洩れとなっていたか、ないしは法人留保に含められていた。</p> <p>(7) 法人税および税外負担 法人所得の内訳項目とし、上記の項目が含まれてなかった。</p> <p>(8) 公益事業剰余 公益事業剰余だけとらえられ、その他は把握洩れとなっており、事業体の脱漏ないし事業の範囲についての基準が不明確であった。</p> <p>3 個人消費支出（県民個人支出の構成項目として表示）</p>

<p>家計消費支出と民間非営利団体の消費支出とを区分して表示。家庭外消費支出、アパート賃賃料を含めることとした。調整項目として、家庭外消費支出、自衛隊の現物給与、学校給食費、設備修繕費（借家人自己負担分）などを追加して整理した。</p> <p>4 個人貯蓄の直接推計（別に参考として表示） 社内預金、組合管掌の社会保険負担、公社債、信託投資などを追加して整理した。</p>	<p>民間非営利団体の支出については一部個人消費支出のなかでとらえられていたものの、大部分は把握洩れであった。上記が含まれてなかった。</p> <p>調整項目は、帰属利子地代、社会保険等医療現物給付、官公立学校授業料、入学検定料および国立病院収入に限定されていた。</p> <p>4 個人貯蓄（県民個人支出の構成項目として表示） 個人業主の物的投資、預貯金の純増、直接証券投資、住宅純建設および（控除）借入金純増に限定されていた。</p>
--	---

○県民所得の新標準方式と現行国民所得統計との比較における主な相違点

県民所得の新標準方式	現行国民所得統計（昭和四十一年新方式に移行）
<p>1 改善目標 県民所得統計発展の現状と可能性に照し、県際比較の向上にあわせて国民所得統計の斉合をとくに考慮しながら、近い将来到達すべきガイド・ラインを旨とした。</p> <p>2 改善内容 ① 推計方法の充実と開発 ② 概念定義の明確化 ③ 所得系列表を主な推計対象としながら、従として勘定体系を採用 ④ 国民所得統計との斉合性の強化</p> <p>3 計算体系の構成 ① 主要系列表（4表） 産業別県内純生産、県民所得の分配、県民総支出、実質県民総支出 ② 基本勘定（6勘定） 県内総生産と総支出勘定、県民所得分配勘定、個人勘定、財政勘定、資本形成勘定、県外勘定 ③ 関連指標（11指標）</p>	<p>1 改善目標 わが国の統計事情の発展と各国における国民所得統計の国際的發展の潮流に鑑み、国際標準方式（S・N・A・一九五三年）を基準とし、わが国に適応した方式を旨とした。</p> <p>2 改善内容 ① 推計方法の充実と開発 ② 概念定義の明確化 ③ 勘定体系・表章形式の改善整備 ④ 産業運関表との統合—国民所得勘定を中核とする国民経済計算の統合化の推進</p> <p>3 計算体系の構成 ① 基本勘定（6勘定） 国民総生産と総支出勘定、国民所得分配勘定、個人勘定、一般政府勘定、資本形成勘定、海外勘定 ② 主要系列表（5表） 要素費用表示の産業別国民純生産、国民所得の分配、国民総支出、実質国民総支出、インプリント・デフレクター ③ 付表（14表）</p>

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（統）（後藤）

式 形 章 表	
<p>1 計算体系の構成上の位置 主要系列表を優位におき、基本勘定を背後におくこととした。</p> <p>2 主要系列表 ① 生産面については、産業別県内純生産として、県内ベースで表示した。 ② 国民所得の分配については、在庫品評価調整を計上するに至らなかった（推計困難のため）。 ③ 県民総支出については、県内総支出と県外からの純所得に</p>	<p>4 推計対象時期 年度を対象とする（十カ月遅れで推計完了）</p> <p>5 改善の成果と特色 ① 改善の成果 各県とも改訂試案にもとずき、漸次新方式に移行し、昭和四〇年ないし昭和三五年さらには昭和三十年への遡旧改訂の推進を準備しつつあるとともに、新方式最終案により、現在昭和四十年以降の年次を中心に改訂の基礎固めを行なっているところである。 ② 改善の特色 i 精度の向上 ii 県際比較の可能性の向上 iii 国民所得統計との斉合性の向上 iv 経済分析への利用価値の向上（県民経済の循環構造についての分析の可能性の向上）</p>
<p>1 計算体系の構成上の位置 国民所得勘定として、基本勘定表を中心におき、主要系列表を付属表として配列し、さらに参考表として付表をつけ加えている。</p> <p>2 主要系列表 ① 生産面については、要素費用表示の国民純生産として、国民ベースで表示し、その構成項目として、国内純生産が示されている。 ② 国民所得の分配について、在庫品評価調整を織りこみ、（ ）書きで示されている。 ③ 国民総支出については、上記の県民総支出の場合における</p>	<p>4 推計対象時期 ① 確定推計（九カ月遅れで推計完了） 基本勘定表・主要系列表については、年度・暦年・四半期別（ただし要素費用表示の産業別国民純生産については四半期別を欠く）、付表については、年度を主とし、暦年・四半期を対象とするもの若干。 ② 速報推計（四カ月遅れで推計完了） 基本勘定のすべてと、主要系列表のうち、国民所得の分配と国民総支出のみ。</p> <p>5 改善の成果と特色 ① 改善の成果 昭和二十六年にさかのぼり、新計算体系による推計へ移行し、わが国の公式推計は画期的な改善をみた。</p> <p>② 改訂の特色 i 精度の向上（質的向上の一） ii 国際比較の可能性の向上（質的向上の二） iii 情報量の飛躍的増大（量的増大） iv 国民所得勘定と国民経済計算の他の諸勘定とくに産業連関表との統合の推進</p>

概 念 関 係	
<p>1 産業別県内純生産</p> <p>① 県内ベースと事業所ベース</p> <p>県内所在の事業所ベースで推計するため、本社工場営業所等のそれぞれについての生産ないし所得概念の処理方法を明確にした。</p> <p>② 林業</p> <p>育林に伴なう純生産を含め、分配、支出面についてもそれぞれに対応する処理をした。</p> <p>③ 電気ガス業</p> <p>県内生産ベースを貫くため、その販売価額と料金収入額との差額を移出入に計上した。</p> <p>4 帰属利子</p> <p>原則として産業別に控除することとした。</p> <p>2 県民所得の分配</p> <p>① 雇用所得および個人業主所得</p> <p>常時居住地主義をとる。県外への通勤者の所得を県外から</p>	<p>分け、前者の構成項目として、移出入および統計上の不適合を設けた。さらに、財政の財貨サービス經常購入については、国出先機関・都道府県・市町村別の内訳を示した。</p> <p>3 基本勘定</p> <p>① 総括勘定として、県内総生産と総支出勘定を設定し、県内ベースによることとした。また県際関係の把握の困難性に鑑み、統計上の不適合を支出の側におき、県外からの所得もそのなかに含ましめた。</p> <p>② 県民所得分配勘定の所得受取側は、合計欄に県民純生産が示され、内訳として県内純生産と県外からの所得を示した。</p> <p>③ 政府部門の勘定を財政勘定と呼ぶこととした。</p> <p>④ 資本形成勘定は県内ベースでとらえた。</p> <p>⑤ 県外勘定については、移出入と所得の受払を分離し、かつ所得の受払をとらえることが困難であるので、県外からの純所得一本として受取側に示した。</p>
<p>1 産業別国内純生産</p> <p>① 国内ベースと事業所ベース</p> <p>国内ベースでとらえるので、産業別区分の問題はあるものの、地域別区分の問題はとくに問うまでの必要もない。</p> <p>② 林業</p> <p>育林に伴なう純生産を見込んでなく、伐採主義によっている。</p> <p>③ 電気ガス業</p> <p>輸出入の問題はない。</p> <p>④ 帰属利子</p> <p>企業が支出する金融機関の帰属サービス対価を一括して控除し、産業別分配は参考として掲げてある。</p> <p>2 国民所得の分配</p> <p>① 雇用者所得および個人業主所得</p> <p>生産力所有者居住地主義により多数決原理を適用するが、</p>	<p>県際関係のような困難はない。</p> <p>3 基本勘定</p> <p>総合勘定として</p> <p>① 国民総生産と総支出勘定を設定し、国民ベースによっている。</p> <p>② 国民所得分配勘定の受取側には国民所得（国民純生産）のみが示されている。</p> <p>③ 政府部門の勘定を一般政府勘定と呼ぶ。</p> <p>④ 資本形成勘定は国民ベースでとらえている。</p> <p>⑤ 海外勘定については、輸出と海外からの所得と、輸入と海外への所得の2項目をそれぞれ受取・支払の側に計上し、欄外に海外からの所得の受払および海外からの純所得を示した。</p>

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（続）（後藤）

県民所得の新標準方式

の所得の受取として含めた。季節労働者の居住地決定基準を示した。

② 法人所得

県内所在の事業所主義によることを明確にした。

③ 在庫品評価調整

推計困難のため企業所得の計算にとり入れられてない。

3 県民総支出

① 家計消費支出

採用可能な推計方法の関係から、すべて家計調査法によっており、概念内容もそれによって限定されている。

② 財政支出

補助金などを源泉とする財政支出については、その支出を行なった地方財政の最終支出とする。

③ 固定資本形成

i 中古資産の移入による設備投資は固定資本形成に含め、中古資産の移出は負の固定資本形成とし、同時に県外取引の移出入に含める。

ii 2県以上にわたって使用される移動可能な固定資産は「固定資産県別評価額」によることとした。ただし、財政によるものは、当該国公有資産所管の事業所の所在県に計上することとした。

iii 2県以上にわたる公共投資については、進捗ベースで、それぞれの県に分属させることとした。

iv 財政の資本補助金は最終投資主体に計上することとした。在庫品増加

現行国民所得統計（昭和四十一年新方式に移行）

域外通勤者、季節労働者、個人業主などについてとくに考慮する必要はない。

② 法人所得

国内所在の居住者としての法人をとらえることとしているので、国内所在の法人については、外国出先機関のない場合、企業ベースで差し支えない。

③ 在庫品評価調整

法人所得、個人業主所得および政府の事業所得の計算にとり入れられ、（ ）書きで示されている。

3 国民総支出

① 家計消費支出

大部分家計調査法によって推計されるが、被服費、居住費のうちの家具什器および水道料および雑費の3費目中の主要物資については、コモディティ・フロー法によって推計され、両調査法混合の基準により概念内容が限定されている。

② 財政支出

補助金などの最終支出を中央財政とするか地方財政とするかは、財政支出全体としては問題とならない。ただ、中央、地方別の区分での場合の問題となる。

③ 固定資本形成

i 国内における中古資産の受払は問題とならない。

ii 県別区分の問題はおこらない。

iii 県別区分の問題はおこらない。

iv 財政の資本補助金は資金源泉主体に計上されている。在庫品増加

<p>i 属人主義により県内に所在する事業所の所有する在庫の増加を原則としてとらえることとした。</p> <p>ii 建設仮勘定で県外に発注した移動可能な固定資産は、受注事業所の在庫とし、引渡し時点で在庫引出しとなり、発注者の固定資産となり、移出入取引に計上される。</p> <p>iii 在庫品評価調整は推計困難のため当面行なわないこととした。</p> <p>⑤ 移出入 通常の商品移出入のほかに、県内就業非居住者、県外からの買物客や観光客の購入する商品を移出に、その反対の場合を移入に含めることとした。移出入は県内間の移出入のみならず、輸出入も含み、推計がきわめて困難なうえ、バランス上の調整項目の意味をもたせているので、その内訳を参考として示すこととした。</p> <p>4 その他</p> <p>① 租税収入 国内地域別所属を考慮した。</p> <p>i 個人税は県内収納額と県居住者の所得に対応する推計額との差額は財政と県外との移転取引とみなすこととした。</p> <p>ii 間接税は県内居住者の納税地主義によった。なお、移出入は間接税込みとした。</p>	<p>i 属人主義により国内居住者の所有する在庫品増加がとらえられている。国内の所在地別基準は必要でない。</p> <p>ii 建設仮勘定で国外に発注した場合は、上記の場合を圍という基準で考えた場合に相当するが、通常建設仮勘定を通すことは少ない。</p> <p>iii 在庫品評価調整を行ない、生産面・分配面についても対応する処理を加えている。</p> <p>⑤ 輸出入 貿易商品の輸出入のほかに、国際収支表に示されている外国人の国内消費が輸出に、本邦人の海外消費が輸入に計上されている。</p> <p>4 その他</p> <p>① 租税収入 租税収入は国内地域別所属を考慮する必要がない。</p>
--	---

本章に関する参考資料

行政管理庁「統計情報」十九卷二号（昭和四十五年二月号）

国民所得部会の模様——行政管理庁行政管理局統計審査官 高橋史朗

第二〇八回統計審議会に関する資料——同資料編集者

同右資料十九卷四号および五号（昭和四十五年四月号および五月号）連載

県民所得の新標準方式について——経済企画庁経済研究所国民所得部分配所得課長 桜井弘

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（続）（後藤）

## 別掲資料 VI

### 県民所得の新標準方式

（昭和四十五年二月、経済企画庁  
経済研究所国民所得部編）

は し が き

県民所得統計は、各県（都道府県）において、県経済の実態やその動きをとらえるための最も重要な経済指標として利用されていることはいうまでもないが、他方、国内の地域経済の分析のための重要な資料としても各方面から注目されており、今後さらにいっそうの発展が要請されている。

従来、各県（都道府県）においては、昭和三十一年に経済企画庁から提示された「県民所得の標準方式」にのっとり、県民所得の推計を行なってきたが、この標準方式は、当時それぞれ県民所得推計の発展段階や統計事情を異にしていた各県に対し、いわば一般的水準によるミニマムスタンダードとして示されたものであった。したがって、その後各県全般にわたって県民所得の推計が普及発展し、また県段階における基礎資料の整備が著しく進められてきたのに伴って、多く

の県においては、利用面からの諸要請にこたえるために、標準方式に示されている内容や水準を上回る県民所得統計の整備を目ざして、自主的に改善措置を講じたり、推計範囲の拡張を試みるなど、積極的な動きがみられるにいたった。しかしながら、このような事情のもとで、現在各県から公表されている県民所得の推計結果についてみると、概念、表章形式、推計方法等において必ずしも統一されておらず、そのため国あるいは県相互間の比較にも十分耐えうるものとはいえないのが実情である。これに対し、各県における県民所得統計の利用度が高まってくるとともに、県民所得統計の精度を一段と向上させ、計算体系をさらに拡充発展させて、各県において、標準化された新しい基準のうえにたつて統一化をはかるべきであるという気運が年を追って盛んになってきた。

県民所得統計がこのような情況を迎えたのに対し、県民所得推計の基準ともなるべき国民所得統計がすでに新しい発展段階に入り、数年にわたる審議検討を経て、昭和四十一年に大幅な改訂が行なわれ、さらに、昭和四十四年にも再度の改訂が施されるにいたった。この国民所得統計の改訂は、国民所得勘定それ自体の整備改善にあわせて国民経済計算の統合

化を意図したものである。これを契機として、各県における県民所得統計の改善に対する要請が表面化し、新しい発展段階に即応した県民所得統計の整備改善を目的として、国民所得統計との連係を保ちながら県民所得の主要系列の整備をはかるとともに、さらに県民経済計算の中核ともなるべき県民所得勘定作成をも包含したガイドラインとしての県民所得推計標準方式の設定が要望されるにいたった。

このような情勢を考慮して、経済企画庁経済研究所国民所得部においては、昭和四十年年初めから全県と協力して県民所得の標準方式の改訂作業に着手することとなった。

その後、数多くの地域別ブロック会議や都道府県推計担当者による検討会の機会をとらえて、概念、推計方法の整備をはかり、それによる計数化の試行錯誤を繰り返しながら、五次にわたる改訂試案を提供してきた。なお、将来研究を要する困難な問題点もあるが、全県の推計の早急な統一化が要望されているので、参考資料としての県民所得の標準方式に関する推計方法（昭和四五年版）とともに、一応の最終成案を提示することとなった。

今回新たに策定されたこの「県民所得の新標準方式（昭和

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（統）（後藤）

四五年版）」は、上記のさまざまな事情のうえにたつて、根本的改訂を加えたものであり、今後各県における利用面から必然要請されると考えられ、また、各県が努力を傾注すれば推計可能と思われる内容と水準を示したものである。すなわち、この標準方式の策定の過程においては、県民経済を巨視的にとらえるうえでの特殊性や困難性にとくに留意するとともに、推計面における地方経済統計の不備、不足などの制約条件を考慮し、さらに利用面の便益についてもあらゆる角度から十分に配慮するために、各県の意見や経験をできるだけとり入れることに努力が払われている。

もとより、全県が一挙にこの新標準方式を全面的に採用することは困難と思われるので、これをガイドラインとして、各県の実情に即応した方針に基づき、漸進的に改善措置を講じてゆかざるを得ないが、国との比較や県際間の比較などから、できるだけ早く統一化されることが望ましい。

昭和四十五年二月

## 第一 県民所得推計基本要領

### 一、県民所得統計の目的と利用

六九（四八五）

県民所得統計は、県民所得の生産、分配、支出の各面や経済主体間における所得の循環を把握し、県経済の実態を包括的に明らかにして、県自体の財政経済施策の樹立に資することをおもな目的とし、あわせて国民経済における県民経済の位置を示し、さらに県民経済相互間の比較を可能ならしめることによって、国民経済の地域的分析と地域開発施策の樹立にも役立たせようとするものである。

現行の県民所得統計が、後述するような表章形式の勘定体系に拡充されることになれば、その利用面で新たな展開がはかられることになるので、次に主として地方行政および地方財政上における県民所得統計の利用についての概要を示すこととする。

(1) 都道府県という行政区域における所得の規模や循環過程を明らかにすることによって、地域経済の実態を包括的に把握することができ、地方行政の指向すべき目標を設定することが可能となる。

(2) 地域の所得水準および経済の成長率が明示されるから、国全体としてそれらに対する位置を判定することができ、統一された概念および推計方法のもとに、正確な地域間の

比較が可能となり、他地域経済との関連および依存度を察知することによって市場拡大の方向等を示唆することができる。

(3) 生産面では、県内産業構造の実態を明らかにすることによって、所得との関連において産業施策の具体的方向を決定することができ、分配面では、所得の分配の態様を分析することによって、効率的な生産要素の再配分をはかることができる。

(4) 所得の循環過程における支出面を新たに推計することによって、県における総需要の構成が明らかにされるから、経済成長に対する寄与率を測定して、効率的な需要喚起策を講ずることができる。また、貯蓄動向や投資傾向を察知し、地方財政上の民生安定的費用と公共投資費用との均衡をはかりながら、地方財政の健全化、合理化を進めることができる。

(5) 担税能力の評価尺度としての県民の担税率から、地方税収を合理的に見込むことができ、さらに地方税制改正の基礎資料となる。

(6) 県民所得勘定により、県民経済の短期的予測を行なっ

て、予算編成の基本的態度を決定すること、さらに長期経済計画ないし地域開発計画の策定を有効適切に行なうことが可能となる。

(7) 国民経済計算において、国民所得勘定が中枢的位置を占めるのと同様に、拡充された県民経済計算のなかで、県民所得勘定が中核となり、地域の産業連関表や貸借対照表、資金循環表などと補完しあいながら、所得、物財および資金の各循環過程の統合化をはかることによって、さらに高度の総合的な利用効果を期待することができる。

(8) 県民所得統計の作成および利用のうえから、基礎統計自体を絶えずチェックすることによって、地域の経済関係一次統計の整備、充実および体系化を促進することになる。

## 二、県民所得の概念

県民所得とは、一定期間（通常一か年）において、県居住者の生産活動により、新たに生産された純生産物（最終生産物）の価値の貨幣評価額であり、それはまたこの生産に参加した諸要素の所得となり、次いで消費または投資などに支出されるものである。

これは、基本的には、国民所得の概念規定に準ずるが、地

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（統）（後藤）

域所得の特性および基礎資料の制約などにかんがみて、県経済構造の分析に大きな支障をきたさない限度において、推計面における処理方法の面から実地的な取り決めを行なったりあるいは簡素化をはかることとする。概念の詳細については、「第三 県民所得の主要系列表と基本勘定の概念および内容」で説明する。

県民所得をは握する場合、県内主義と県民主義とがあるが、そのいずれの概念を基礎とするかによって、県民所得の意味と大きさを異にするので、利用と基礎資料の両面を勘案のうえ、なるべく統一したほうが望ましい。前者は、県という行政区域内で生み出された所得を、その生産にたずさわった者の居住地のいかんを問わずは握するものであり、後者は、県内居住者が地域のいかんを問わず生み出した所得をは握するものであるが、この標準方式では、産業別純生産、総生産と総支出勘定および資本形成勘定は県内主義では握し、その他は県民主義では握することとする。この場合の居住者とは、個人だけではなく、法人企業、政府機関など経済主体全般に適用される概念基準であって、居住者の具体的決定基準は関係各項目で説明する。

なお、純生産物を表示する場合、市場価格で測定する方法と要素費用で測定する方法がある。市場価格とは市場取引における売買価格をいい、要素費用とは生産要素に対する企業の費用をいう。これら二つの表示方法によって推計された純生産の間には、市場価格表示の純生産と要素費用表示の純生産と間接税一経常補助金の関係がある。この標準方式では、産業別県内純生産と県民所得の分配は要素費用で表示し、その他は市場価格で表示してある。

純生産物の評価にあたって、企業設備の摩滅した価値分を原材料などの中間生産物の費消とみなして、資本の陳腐化、偶発損とあわせ資本減耗引当として控除したものをいわゆる「純（ネット）」概念という。これに対して資本減耗引当を含むものを「総（グロス）」概念という。

### 三、県民所得の系列と勘定

県民所得勘定の表章は、県民所得の循環構造を一貫した形でとらえ、国民所得との関連を考慮して、国民所得勘定の表章に準ずることとする。まず、系列表については所得の循環における生産、分配および支出の三面を表示し、勘定表については経済主体別に表示する。それらの表章形式について

は、「第二 県民所得の表章形式」に示す。すなわち、主要系列表として、産業別県内純生産、県民所得の分配、県民総支出の三系列と、別に実質県民総支出を推計するものとし、基本勘定として、県内総生産と総支出勘定、県民所得分配勘定、個人勘定、財政勘定、資本形成勘定および県外勘定の六勘定を推計するものとする。

基本勘定については、一つの取り引きの受け取りと支払いはそれぞれの総額を両建てとするグロス表示により、さらに完全接合方式をとることとする。なお、付表として、細分類や関連項目などを参考のため適宜示すことが望ましい。

なお、基礎統計の不備等の理由により、上記系列と勘定のすべてについて推計することができない場合には、まず産業別県内純生産、県民所得の分配および個人所得と個人支出（個人勘定）を推計し、次いで県民総支出から漸次範囲を拡大してゆくことが望ましい。

### 四、県民所得の基本的推計方法

所得の地域的分析として県民所得の相互比較を行なうためには、県民所得の推計方法はとめて統一された方法によるのがよい。すなわち、生産面については、生産総額から中間

生産物を差し引いて付加価値を集計する付加価値法が、分配面については生産活動に参加した生産諸要素に対して帰属する所得を計算する所得接近法が、また、支出面については、各経済主体における所得の処分または支出の額を把握する支出接近法や、最終生産物の売上げを把握する生産物接近法が、それぞれ基本的な推計方法としてあげられる。しかし、推計対象項目の特質や基礎資料の関係から統一的に使用することが困難なので、これらの基本的推計方法を勘案し、個別に最も適当と判断される推計方法を採用して、各項目の精度の向上につとめることとする。項目によっては別個の推計方法をあわせ試みて検討することが望ましい。

各項目別の推計方法の詳細は別途に参考として提示することとする。

### 五、県民所得推計の検討

県民所得統計の信頼度を向上させるために、あらゆる関係基礎資料を駆使して項目別の検討を加えるほかに、系列相互間や各勘定間の照合などを行なう。

さらに県の全国的、地域的位置づけや、県相互間の依存関係を明確にすることが不可欠であるので、推計過程において係

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

も、ブロック内各県との共同検討や国民所得推計との斉合性の確認を行なう必要がある。

六、県民所得の推計対象期間とその発表時期

県民所得の推計対象期間としては、利用上の便益を考慮して年度を原則とする。推計結果の発表時期は、翌年度の1月末日を目標とする。

## 第二 県民所得の表章形式

### 1. 主要系列表

#### (1) 産業別県内純生産

1. 農	業
2. 林	業 (狩猟業を含む。)
3. 水産	業
4. 鉱	業
5. 建設	業
6. 製造	業
(日本標準産業分類の中分類どおり分類する。)	
7. 卸売・小売	業
8. 金融・保険・不動産	業
9. 運輸	業
10. 通信	業
11. 電気・ガス・水道	業
12. サービス	業
13. 公	務
県内純生産 (要素費用表示)	

(2) 県民所得の分配

1. 雇 用 者 所 得
a. 賃 金・俸 給
b. その他の給与および手当
c. 社会保険料雇主負担
2. 個 人 業 主 所 得
a. 農 林 水 産 業
b. そ の 他
3. 個 人 の 財 産 所 得
a. 賃 貸 料
b. 利 子
c. 配 当
4. 法人企業から個人への移転
5. 法人税および税外負担
6. 法 人 留 保
7. 財政の事業所得および財産所得
a. 国 公 営 企 業 剰 余
b. 貸 貸 料, 利 子 お よ び 配 当
8. (控除) 一般財政負債利子
9. (控除) 消費者負債利子
県 民 所 得
(参考) 法 人 所 得

(3) 県民総支出

1. 個人計
a. 家 族 被 住 地
b. 光 住 地
c. 非 住 地
d. 雑 費
e. 雑 費
(1) 消費支出
a. 食 費
b. 衣 服 費
c. 住 居 費
d. 交 通 費
e. 娯 楽 費
f. 文 化 交 流 費
g. 住 居 修 繕 費
h. 家 具 費
i. 家 具 修 繕 費
j. 家 具 賃 借 料
k. 家 具 賃 借 料
l. 家 具 賃 借 料
m. 家 具 賃 借 料
n. 家 具 賃 借 料
o. 家 具 賃 借 料
p. 家 具 賃 借 料
q. 家 具 賃 借 料
r. 家 具 賃 借 料
s. 家 具 賃 借 料
t. 家 具 賃 借 料
u. 家 具 賃 借 料
v. 家 具 賃 借 料
w. 家 具 賃 借 料
x. 家 具 賃 借 料
y. 家 具 賃 借 料
z. 家 具 賃 借 料
(2) 財政の支出
(1) 国 庫 支 出
(2) 道 支 出
(3) 県 支 出
(1) 総 務 部
(2) 経 済 部
(3) 農 林 部
(4) 商 工 部
(5) 学 校 教 育 部
(6) 社 会 福 祉 部
(7) 健 康 部
(8) 環 境 部
(9) 計 画 部
(10) 議 事 部
(11) 法 務 部
(12) 監 査 部
(13) 経 理 部
(14) 庶 務 部
(15) 総 務 課
(16) 経 済 課
(17) 農 林 課
(18) 商 工 課
(19) 学 校 教 育 課
(20) 社 会 福 祉 課
(21) 健 康 課
(22) 環 境 課
(23) 計 画 課
(24) 議 事 課
(25) 法 務 課
(26) 監 査 課
(27) 経 理 課
(28) 庶 務 課
(29) 総 務 課
(30) 経 済 課
(31) 農 林 課
(32) 商 工 課
(33) 学 校 教 育 課
(34) 社 会 福 祉 課
(35) 健 康 課
(36) 環 境 課
(37) 計 画 課
(38) 議 事 課
(39) 法 務 課
(40) 監 査 課
(41) 経 理 課
(42) 庶 務 課
(43) 総 務 課
(44) 経 済 課
(45) 農 林 課
(46) 商 工 課
(47) 学 校 教 育 課
(48) 社 会 福 祉 課
(49) 健 康 課
(50) 環 境 課
(51) 計 画 課
(52) 議 事 課
(53) 法 務 課
(54) 監 査 課
(55) 経 理 課
(56) 庶 務 課
(57) 総 務 課
(58) 経 済 課
(59) 農 林 課
(60) 商 工 課
(61) 学 校 教 育 課
(62) 社 会 福 祉 課
(63) 健 康 課
(64) 環 境 課
(65) 計 画 課
(66) 議 事 課
(67) 法 務 課
(68) 監 査 課
(69) 経 理 課
(70) 庶 務 課
(71) 総 務 課
(72) 経 済 課
(73) 農 林 課
(74) 商 工 課
(75) 学 校 教 育 課
(76) 社 会 福 祉 課
(77) 健 康 課
(78) 環 境 課
(79) 計 画 課
(80) 議 事 課
(81) 法 務 課
(82) 監 査 課
(83) 経 理 課
(84) 庶 務 課
(85) 総 務 課
(86) 経 済 課
(87) 農 林 課
(88) 商 工 課
(89) 学 校 教 育 課
(90) 社 会 福 祉 課
(91) 健 康 課
(92) 環 境 課
(93) 計 画 課
(94) 議 事 課
(95) 法 務 課
(96) 監 査 課
(97) 経 理 課
(98) 庶 務 課
(99) 総 務 課
(100) 経 済 課
(101) 農 林 課
(102) 商 工 課
(103) 学 校 教 育 課
(104) 社 会 福 祉 課
(105) 健 康 課
(106) 環 境 課
(107) 計 画 課
(108) 議 事 課
(109) 法 務 課
(110) 監 査 課
(111) 経 理 課
(112) 庶 務 課
(113) 総 務 課
(114) 経 済 課
(115) 農 林 課
(116) 商 工 課
(117) 学 校 教 育 課
(118) 社 会 福 祉 課
(119) 健 康 課
(120) 環 境 課
(121) 計 画 課
(122) 議 事 課
(123) 法 務 課
(124) 監 査 課
(125) 経 理 課
(126) 庶 務 課
(127) 総 務 課
(128) 経 済 課
(129) 農 林 課
(130) 商 工 課
(131) 学 校 教 育 課
(132) 社 会 福 祉 課
(133) 健 康 課
(134) 環 境 課
(135) 計 画 課
(136) 議 事 課
(137) 法 務 課
(138) 監 査 課
(139) 経 理 課
(140) 庶 務 課
(141) 総 務 課
(142) 経 済 課
(143) 農 林 課
(144) 商 工 課
(145) 学 校 教 育 課
(146) 社 会 福 祉 課
(147) 健 康 課
(148) 環 境 課
(149) 計 画 課
(150) 議 事 課
(151) 法 務 課
(152) 監 査 課
(153) 経 理 課
(154) 庶 務 課
(155) 総 務 課
(156) 経 済 課
(157) 農 林 課
(158) 商 工 課
(159) 学 校 教 育 課
(160) 社 会 福 祉 課
(161) 健 康 課
(162) 環 境 課
(163) 計 画 課
(164) 議 事 課
(165) 法 務 課
(166) 監 査 課
(167) 経 理 課
(168) 庶 務 課
(169) 総 務 課
(170) 経 済 課
(171) 農 林 課
(172) 商 工 課
(173) 学 校 教 育 課
(174) 社 会 福 祉 課
(175) 健 康 課
(176) 環 境 課
(177) 計 画 課
(178) 議 事 課
(179) 法 務 課
(180) 監 査 課
(181) 経 理 課
(182) 庶 務 課
(183) 総 務 課
(184) 経 済 課
(185) 農 林 課
(186) 商 工 課
(187) 学 校 教 育 課
(188) 社 会 福 祉 課
(189) 健 康 課
(190) 環 境 課
(191) 計 画 課
(192) 議 事 課
(193) 法 務 課
(194) 監 査 課
(195) 経 理 課
(196) 庶 務 課
(197) 総 務 課
(198) 経 済 課
(199) 農 林 課
(200) 商 工 課
(201) 学 校 教 育 課
(202) 社 会 福 祉 課
(203) 健 康 課
(204) 環 境 課
(205) 計 画 課
(206) 議 事 課
(207) 法 務 課
(208) 監 査 課
(209) 経 理 課
(210) 庶 務 課
(211) 総 務 課
(212) 経 済 課
(213) 農 林 課
(214) 商 工 課
(215) 学 校 教 育 課
(216) 社 会 福 祉 課
(217) 健 康 課
(218) 環 境 課
(219) 計 画 課
(220) 議 事 課
(221) 法 務 課
(222) 監 査 課
(223) 経 理 課
(224) 庶 務 課
(225) 総 務 課
(226) 経 済 課
(227) 農 林 課
(228) 商 工 課
(229) 学 校 教 育 課
(230) 社 会 福 祉 課
(231) 健 康 課
(232) 環 境 課
(233) 計 画 課
(234) 議 事 課
(235) 法 務 課
(236) 監 査 課
(237) 経 理 課
(238) 庶 務 課
(239) 総 務 課
(240) 経 済 課
(241) 農 林 課
(242) 商 工 課
(243) 学 校 教 育 課
(244) 社 会 福 祉 課
(245) 健 康 課
(246) 環 境 課
(247) 計 画 課
(248) 議 事 課
(249) 法 務 課
(250) 監 査 課
(251) 経 理 課
(252) 庶 務 課
(253) 総 務 課
(254) 経 済 課
(255) 農 林 課
(256) 商 工 課
(257) 学 校 教 育 課
(258) 社 会 福 祉 課
(259) 健 康 課
(260) 環 境 課
(261) 計 画 課
(262) 議 事 課
(263) 法 務 課
(264) 監 査 課
(265) 経 理 課
(266) 庶 務 課
(267) 総 務 課
(268) 経 済 課
(269) 農 林 課
(270) 商 工 課
(271) 学 校 教 育 課
(272) 社 会 福 祉 課
(273) 健 康 課
(274) 環 境 課
(275) 計 画 課
(276) 議 事 課
(277) 法 務 課
(278) 監 査 課
(279) 経 理 課
(280) 庶 務 課
(281) 総 務 課
(282) 経 済 課
(283) 農 林 課
(284) 商 工 課
(285) 学 校 教 育 課
(286) 社 会 福 祉 課
(287) 健 康 課
(288) 環 境 課
(289) 計 画 課
(290) 議 事 課
(291) 法 務 課
(292) 監 査 課
(293) 経 理 課
(294) 庶 務 課
(295) 総 務 課
(296) 経 済 課
(297) 農 林 課
(298) 商 工 課
(299) 学 校 教 育 課
(300) 社 会 福 祉 課
(301) 健 康 課
(302) 環 境 課
(303) 計 画 課
(304) 議 事 課
(305) 法 務 課
(306) 監 査 課
(307) 経 理 課
(308) 庶 務 課
(309) 総 務 課
(310) 経 済 課
(311) 農 林 課
(312) 商 工 課
(313) 学 校 教 育 課
(314) 社 会 福 祉 課
(315) 健 康 課
(316) 環 境 課
(317) 計 画 課
(318) 議 事 課
(319) 法 務 課
(320) 監 査 課
(321) 経 理 課
(322) 庶 務 課
(323) 総 務 課
(324) 経 済 課
(325) 農 林 課
(326) 商 工 課
(327) 学 校 教 育 課
(328) 社 会 福 祉 課
(329) 健 康 課
(330) 環 境 課
(331) 計 画 課
(332) 議 事 課
(333) 法 務 課
(334) 監 査 課
(335) 経 理 課
(336) 庶 務 課
(337) 総 務 課
(338) 経 済 課
(339) 農 林 課
(340) 商 工 課
(341) 学 校 教 育 課
(342) 社 会 福 祉 課
(343) 健 康 課
(344) 環 境 課
(345) 計 画 課
(346) 議 事 課
(347) 法 務 課
(348) 監 査 課
(349) 経 理 課
(350) 庶 務 課
(351) 総 務 課
(352) 経 済 課
(353) 農 林 課
(354) 商 工 課
(355) 学 校 教 育 課
(356) 社 会 福 祉 課
(357) 健 康 課
(358) 環 境 課
(359) 計 画 課
(360) 議 事 課
(361) 法 務 課
(362) 監 査 課
(363) 経 理 課
(364) 庶 務 課
(365) 総 務 課
(366) 経 済 課
(367) 農 林 課
(368) 商 工 課
(369) 学 校 教 育 課
(370) 社 会 福 祉 課
(371) 健 康 課
(372) 環 境 課
(373) 計 画 課
(374) 議 事 課
(375) 法 務 課
(376) 監 査 課
(377) 経 理 課
(378) 庶 務 課
(379) 総 務 課
(380) 経 済 課
(381) 農 林 課
(382) 商 工 課
(383) 学 校 教 育 課
(384) 社 会 福 祉 課
(385) 健 康 課
(386) 環 境 課
(387) 計 画 課
(388) 議 事 課
(389) 法 務 課
(390) 監 査 課
(391) 経 理 課

(4) 実質県民総支出

1. 個人消費支出	(1) 個人消費支出
2. 民間非営利団体の消費支出	(2) 民間非営利団体の消費支出
3. 県内総定資本形成	(3) 県内総定資本形成
4. 移出	(4) 移出
5. (控除) 移入	(5) (控除) 移入
6. 統計上の不適合	(6) 統計上の不適合
7. 県外からの純所得	(7) 県外からの純所得
県民総支出 (市場価格表示)	
県民総支出 (市場価格表示)	

2. 基本勘定 (1) 県内総生産と総支出勘定

1. 1 県内純生産 (要素費用表示)	(2. 10)	1. 5 個人消費支出 (3. 1)
1. 2 資本賦税引当 (5. 3)		1. 6 財政の財貨サービス (4. 1)
1. 3 間接税 (4. 8)		1. 7 県内総固定資本形成 (5. 1)
1. 4 (控除) 経常補助金 (4. 2)		1. 8 在庫品増加 (5. 2)
		1. 9 移出 (6. 1)
		1. 10 (控除) 移入 (6. 6)
		1. 11 統計上の不適合 (5. 8)
県内総生産 (市場価格表示)		県内総支出 (市場価格表示)
(2) 県民所得分配勘定		
2. 1 雇員所得 (3. 7)	2. 10 県内純生産 (要素費用表示) (1. 1)	
2. 2 個人業主所得 (3. 8)	2. 11 県外からの純所得 (6. 4)	
2. 3 個人の財産所得 (3. 9)		
2. 4 法人企業から個人への移転 (3. 10)		
2. 5 法人税および税外負担 (4. 7)		
2. 6 法人留保 (5. 4)		
2. 7 財政の事業所得および財政所得 (4. 12)		
2. 8 (控除) 一般財政負債利子 (4. 13)		
2. 9 控除消費負債利子 (3. 11)		
県民所得 (要素費用表示)		県民純生産 (要素費用表示)
(参考) 法人所得		

(3) 個人勘定

1	個人消費支出(1. 5)	3. 7	雇用者所得	(2. 1)
3. 2	個人税および税外負担 (4. 6)	3. 8	個人業主所得	(2. 2)
3. 3	社会保険に対する負担 (4. 9)	3. 9	個人の財産所得	(2. 3)
3. 4	個人から財政へのその他の移転 (4. 10)	3. 10	法人企業から個人への移転	(2. 4)
3. 5	個人から県外への移転 (6. 7)	3. 11	(控除) 消費者負債利子	(2. 9)
3. 6	個人貯蓄 (5. 5)	3. 12	財政から個人への移転	(4. 3)
		3. 13	県外から個人への移転	(6. 2)

個人所得の処分	個人所得 (欄外) 個人可処分所得 個人貯蓄率
---------	-------------------------------

(4) 財政勘定

4. 1	財政の財貨サービス経常購入	4. 6	個人税および税外負担	(3. 2)
4. 2	経常補助金	4. 7	法人税および税外負担	(2. 5)
4. 3	財政から個人への移転 (3. 12)	4. 8	間接税	(1. 3)
4. 4	財政から県外への移転 (6. 8)	4. 9	社会保険に対する負担	(3. 3)
4. 5	財政経常余剰	4. 10	個人から財政へのその他の移転	(3. 4)
		4. 11	県外から財政への移転	(6. 3)
		4. 12	財政の事業所得および財産所得	(2. 7)
		4. 13	(控除)一般財政負債利子	(2. 8)

経常支出	経常収入
------	------

(注) 1. 個人部門には、家計にサービスを提供する民間非営利団体が含まれる。

2. 個人可処分所得 = 個人所得 - 3.2 - 3.3 - 3.4 - 3.5 = 3.1 + 3.6

3. 個人貯蓄率 =  $\frac{\text{個人貯蓄}}{\text{個人可処分所得}}$

(5) 資本形成勘定

5. 1 県内総固定資本形成 (1. 7)	5. 3 資本減耗引当 (1. 2)
5. 2 在庫品増加 (1. 8)	5. 4 法人留保 (2. 6)
	5. 5 個人貯蓄 (3. 6)
	5. 6 財政経常余剰 (4. 5)
	5. 7 県外に対する債務の純増 (6. 5)
	5. 8 (控除) 統計上の不突合 (1. 11)

県内総資本形成		県内総資本形成の資金調達	
(6) 県外勘定			
6. 1 移出 (1. 9)	6. 6 移入 (1. 10)		
6. 2 県外から個人への移転 (3. 13)	6. 7 個人から県外への移転 (3. 5)		
6. 3 県外から財政への移転 (4. 11)	6. 8 財政から県外への移転 (4. 4)		
6. 4 県外からの純所得 (2. 11)			
6. 5 県外に対する債務の純増 (5. 7)			
受	取	支	払

(注) 移出と移入にはそれぞれ輸出および輸入を、県外には海外および国内県外を含む。

三、関連指標

- (1) 経済成長率
- (2) 一平方キロメートル当たり県内純生産(総面積)
- (3) 就業者一人当たり県内純生産(就業者数)
- (4) 産業別就業者一人当たり県内純生産(産業別就業者数)
- (5) 一人当たり県民所得(総人口)
- (6) 一人当たり個人所得
- (7) 一人当たり個人可処分所得
- (8) 産業別雇用人一人当たり雇用人所得(産業別雇用人数)  
— 農林水産業を除く。
- (9) 産業別個人業主一人当たり個人業主所得(産業別個人業主数)  
— 農林水産業を除く。
- (10) 一人当たり個人消費支出
- (11) 一人当たり家計消費支出

第三 県民所得の主要系列表と

基本勘定の概念および内容

(主要系列表)

一、産業別県内純生産

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

産業別県内純生産とは、一定期間内（通常一か年）に県内各産業部門の生産活動によって、新たに付加された価値（純生産物の価値）の貨幣評価額を産業源泉別に示したものである。これは、県内の生産活動に対する各産業の寄与を表わすものであって、各部門の生産に要した要素費用の総額に等しい。

これはまた生産総額から中間生産物、すなわち物的経費を控除したものにあたる。なお、支払い利子は物的経費には含まれない。

県内で生産された純生産物であれば、他県民に所得として分配されるものでも含まれるが、県外からの所得でその源泉が他県内の生産にかかわるものは含まれない。他県との間の取引を一般に県際取引とよぶが、いま上記の受け払い差額（県外からの純所得）を「県内純生産」に加算すれば、「県民純生産」すなわち県民所得が得られる。県内純生産は生産面からは握した「県内所得」であるから、これと「県民所得」とは、「県外からの純所得」分だけ相違する。

ここにいう生産には、農業、製造業などの物的生産ばかりでなく、金融・保険・不動産業、公務などのサービス生産も含まれる。また、これには農家の自家消費にあてられた生産

物や所有者自身が使用する住居のサービスなどのように、貨幣と交換されない生産物も評価されて含まれる。

産業別県内純生産の構成は、第二 県民所得の表章形式の一、主要系列表「(1) 産業別県内純生産」に示すとおりである。産業分類は、原則として日本標準産業分類<sup>(註)</sup>に準拠して事業所主義によることとするが、基礎資料の關係から、生産活動主義によるのが適当な場合はこの限りでない。なお、財政による企業もそれぞれの属する産業に分類される。

産業分類等について特に注意を要するのは次の諸点である。

① 一事業所で二種以上の事業を兼ね営んでいる場合は、調査日前過去一か年の総収入の最も多い事業によって産業を決定する。

② 一事業所で一貫作業を行ない、生産過程が結合されて分類しえないような場合には、その事業所にとって最大の比重を占める市場性のある生産物を生産する産業に一括して含めることとする。

③ 製造した製品を主として小売りする場合は小売業とし、製造した製品を主として卸し売りする場合は製造業とする。

④ 生産額に直接、推定所得率を乗じて産業別純生産を算出する場合には、通常、所得率は企業単位では握されやすいが、事業所別の所得率に修正して使用することが望ましい。

⑤ 事業所の生産額には、本社、その他の事務所の生産額（本社、その他の事務所の一般管理費、物的諸経費、人件費および本社、事務所等分の支払利子の合計額）が織り込んであるものとみなして、当事業所の生産額から本社の生産額と工場経費を控除したものを当該事業所の所得額とする。

県内に本社または事務所等だけが所在する場合は、それらの生産額のうち人件費と本社、事務所等分の支払利子を所得に計上し、同時にその生産額を事業所の所在する県への移出に計上する。県内に事業所だけが所在する場合は、本社または事務所等の生産額をあん分して得た額を事業所の経費に加算し、同額を本社または事務所などの所在する県からの移入に計上する。

⑥ いわゆる物的経費のうち、法定福利費、現物給与見積り額および退職給与は所得とみなす。

（注）日本標準産業分類は昭和四十二年五月に改訂され、四十三年一月以降に実施される統計調査の産業分類に

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（統）（後藤）

適用されているが、この県民所得の新標準方式において用いられている産業分類は、四十二年五月改訂前の日本標準産業分類（昭和三十一年五月改訂）にもとづくものである。

なお、実際の推計作業にあたっては、四十二年度分までは改訂前の日本標準産業分類により、四十三年度分以降は改訂後のものによって分類することとし、改訂前後における分類の相違についての調査は当分の間行なわない。

今回の日本標準産業分類の改訂は、分類項目の移動、分割、統合など広い範囲にわたるものであるが、そのうちの産業大分類間の移動を示すと以下のとおりである。

産業別県内純生産における各産業の所得の概念は、以下のとおりである。

(1) 農業

農業の生産所得は、生産活動主義により、農業生産物（農産物およびその自家加工品）を生産者販売価格（庭先渡価格）で評価したのから、減価償却費を含む物的経費および純間接

産業大分類間を移動した分類項目

産 業 分 類	旧 分 類 (42年の改訂前)	新 分 類 (42年の改訂後)
(1) 獣 医 業	サ ー ビ ス 業	農 業
(2) も や し 製 造 業	農 業	製 造 業
(3) 貸 間 業	サ ー ビ ス 業	不 動 産 業
(4) 建物建売業（自ら建築施工する事業所のみ）	不 動 産 業	建 設 業
(5) 土地売買業（自ら労働者を使用し、土地造成を行ないそれを分譲する事業所のみ）	不 動 産 業	建 設 業
(6) 不動産鑑定業	不 動 産 業	サ ー ビ ス 業
(7) 放 送 業	運 輸・通 信 業	サ ー ビ ス 業
(8) 執 行 吏 役 場	サ ー ビ ス 業	公 務
(9) 待 合	サ ー ビ ス 業	卸 売 業・小 売 業
(10) 福 祉 事 務 所	公 務	サ ー ビ ス 業

税（三三課税一課税等）を控除したものである。これは、農業による発生所得（付加価値）であって、農家の所得を表わすものではない。なお、付加減価償却費（償却資産の再償却額）は所得とみならず。

畜産業の生産に含めるべきものとしては、まず、大動物（牛、馬、豚、羊、やぎ）の飼育によるその年間の価値増加分、大動物以外の家畜類の飼育および牛乳、鶏卵などの果実の生産があげられる。なお、大動物の飼育は、もっぱら食肉（豚、牛など）用として販売するために飼育される場合と、役畜および特殊用途（乳牛、競争馬など）用として飼育される場合とがあるが、いずれの場合も畜産業の生産活動は、仲介業者その他の家畜販売業者（却売業）へ販売する段階までであって、その後の成畜、食肉の販売あるいは加工による付加価値は畜産業の生産とはみなされない。

農業的サービス業とは、農業事業所に対して請負、契約または委託を受けて農業に直接関係する専門的業務のサービスを提供するものをいい、脱穀業、農業排水事業などの農耕サービス業と、蚕種製造請負業、生繭処理請負業などの養蚕サービス業や種つけ請負業、羊毛刈り請負業などの畜産サービス

業と、造園業、植木業などの園芸サービス業からなっている。

## (2) 林業

林業の生産所得は、生産活動主義による育林、木材伐採業、薪炭生産業、特殊林産物採取業などの生産額（山元土場渡し価格評価）から、種苗費、肥料費、薬剤費、設備の維持修繕費、小道具類の費用、減価償却費などの物的経費および純間接税などを控除したものである。なお狩猟業を含む。

## (3) 水産業

水産業の生産所得は、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業、捕鯨業、内水面漁業、水産養殖業、水産加工業などの生産額（水揚げ価額から市場手数料を控除した生産者手取り価額であり、生産者の自家消費にあてられる部分を含む）から飼料費、燃料費、小漁具費、冷凍費、荷造り運搬費、販売費、漁具修繕償却費および純間接税を控除したものである。所得額の推計は、原則として当該漁業の事業所所在地主義によることとし、水揚げ地主義はとらない。

水産加工については、漁家が主として自家取得物の原材料を使用して庭先などで行なう素乾、塩乾などきわめて単純な加工工程のものと、母船内加工を水産業に含め、その他は製

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（続）（後藤）

造業の食料品製造業に分類する。

## (4) 鉱業

鉱産物（土石を含む）を生産者価格（山元渡し価格）で評価したのから、原材料費、燃料費、動力費、運搬販売費、修繕費、減価償却費などの物的経費および純間接税を控除したものである。

一事業所で採掘と精錬とを行なっている場合は、できるかぎり分離して、前者を鉱業に後者を製造業に分類する。

## (5) 建設業

総合工事業（建物、道路建設業など）職別工事業（大工業、鉄骨・鉄筋工事業など）および設備工事業（電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業など）の当該期間における進ちょく高および修繕工事高から原材料費、燃料費、動力費、運搬費、修繕費、減価償却費などの物的経費および純間接税を控除したものである。

## (6) 製造業

生産額から原材料使用額など、間接費（所得概念上の経費に限る）、減価償却費などの物的経費および純間接税を控除したものである。なお、製造業には民間企業のほか、国营企業

（日本専売公社、造幣局特別会計、印刷局特別会計、アルコール専売事業特別会計など）も含まれる。

(7) 卸売・小売業

卸売りおよび小売りの物品販売業者が、新品である中古品であるとを問わず、商品を販売した総売上高（仲立手数料および付帯サービス料を含む）から商品仕入費、光熱費、荷造運送費、消耗品費、販売費、減価償却費などの物的経費および純間接税を控除したものである。

(8) 金融・保険および不動産業

ア 金融業

金融業の生産額は、銀行その他の金融機関（農林、水産、中小企業金融機関など）が提供するサービスの対価（保護預かり料、為替手数料などの有償サービス収入と預金者に対する預金の管理運営という無償のサービスに対する対価、すなわち銀行の投資運用収入から支払利息を差し引いたもの）をいう。所得は、これから他の部門からの消耗品費や事務じゆう器の購入代、建物の修繕費、減価償却費などの物的経費および純間接税を控除したものである。

なお、財政関係については、第三主要系列表二、県民

所得の分配「(7)財政の事業所得および財産所得」の項で示した中央の政府企業と地方の財政による企業のうち融資特別会計および金融機関について計上する。

イ 保険業

保険業の生産額とは、被保険者に対する帰属サービス売上げをいい、生命保険業と損害保険業の投資純収入に保険料を加えたものから保険金と支払い準備金の増加分を控除したものをいう。所得はこれから消耗品費、事務用じゆう器費、減価償却費などの物的経費および純間接税を控除したものである。

財政関係については、金融業にならって、中央の政府企業のうち融資特別会計および地方の財政による企業のうち融資特別会計について計上する。

ウ 不動産業

不動産の賃貸、売買および仲介、あつ旋を行なうものの取得する賃貸料収入、手数料収入などから物的経費を控除したものである。したがって、借用店舗、工場の家賃等は使用産業において物的経費として控除する必要がある。なお、自己所有住宅の使用から発生する所得を計

上する。

(9) 運輸業、(10) 通信業および(11) 電気・ガス・水道業

運輸業は、陸運、水運、航空運輸および付帯サービス事業、倉庫事業などからなっており、通信業は、郵便、電信、電話、放送などからなり、電気・ガス・水道業は、電気、製造ガス（ガス事業者以外の自家生産ガスはそれぞれの事業の属する産業に含める。なお、LPGガスの製造過程については製造業に、販売については卸売・小売業に分類される）、天然ガス、上水道の公益事業からなっている。下水道は公務に含まれる。運輸業、通信業、電気・ガス・水道業の所得は総収入から物的経費を控除したものである。

倉敷料等倉庫業からのサービス購入費は、購入部門では物的経費として控除する。

(12) サービス業

主として個人または事業所に対してサービスを提供する事業である旅館（下宿業を含む）、修理業、娯楽業、医療保険業、法務、教育、宗教などの収入総額から、それぞれの物的経費を控除したものである。

(13) 公務

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（統）（後藤）

公務は、国家事務と地方事務に分けられ、いずれも一般行政、司法、警察などの公務に対するサービスの対価であり、公務員の給与・諸手当などではかられる。

一般に支給作業衣は除外されるが、自衛隊員の被服費、食糧費は計上する。

なお、海上自衛隊の艦艇については基地主義により所属の県を決定する。

二、県民所得の分配

県民所得は、生産要素を提供した県の居住者に帰属する所得としては握される。これを機能面からみた場合には、各生産要素である土地、労働、資本など分配され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成する。また、経済主体面からみれば、各経済主体に分配され、個人業主所得、法人所得などを形成する。ここでは、国の場合と同様に両者を折衷した分類がとられており、その総額は、県内純生産に県外から受け取った純要素所得を加えたものに等しい。

なお、在庫品の評価損益は調整しない。

(1) 雇用者所得

雇用者について県の居住者を決定する基準としては、個人

勘定における個人消費支出との対応関係もあり、常時居住地主義をとり、常時居住地の属する県の居住者とみなすこととする。三か月以上就労する季節労働者については国勢調査に準拠し、就労地を常時居住地とみなす。

すなわち、地域内に常時居住地を有し、民間企業、国営企業、家計、民間非営利団体ならびに一般財政に常雇、日雇を問わず雇用されることによって雇用者の地位にある人（法人役員、自衛隊員や駐留軍に雇われている日本人等を含む）を当該県の雇用者とし、この雇用者がその働きに対する報酬として雇い主から受け取るいっさいの現金および現物給与を雇用者所得という。これらの所得は、税金および雇用者の社会保険料負担の控除前で計上され、また、雇い主による社会保険料負担も所得に算入される。なお、役員給料手当（利益金処分の賞与を除く）議員歳費、チップおよび副業所得も含まれるが、個人企業における家族従業者は、実察の給料の支払いがなされない限り雇用者には含まれない。なお、自衛隊員は公務に、駐留軍要員はサービス業に含める。

雇用者所得の内訳項目は次のとおりとする。

ア 賃金・俸給（産業別県内純生産における産業大分類によって

分類される）

イ その他の給与および手当

(ア) 役員給料手当

(イ) 議員歳費

(ウ) 委員報酬

(エ) 退職一時金

(オ) 給与住宅差額家賃

(カ) 副業所得

(キ) チップ

ウ 社会保険雇主負担

雇用者所得を構成する項目の内容は次のとおりである。

(a) 賃金・俸給

賃金・俸給は、常雇・日雇をとわず雇用者の地位にある人の賃金・俸給（役員給料手当を除く）で、所得税および社会保険雇用者負担控除前では握される。なお、臨時の給与、手当および現物給与を含むものとする。

賃金・俸給に含まれる現物給与の範囲は、賃金として支給される財貨とサービスであり、食事・燃料・通

勤定期券などは雇い主の取得価格で評価される。作業衣など直接生産業務に必要なものは生産コストとなるので除外される。

⑥ その他の給与および手当

① 役員給料手当は、役員が月々にきまつて支給をうける給料手当である。なお、利益処分による賞与金は、個人配当所得に含まれる。

② 議員歳費は、県市町村議員の歳費のほか、国会議員のうち県内に主たる生活の根拠を有し、県の居住者とみなされる議員（県選出議員とは異なる）の歳費を含むものとする。

③ 退職一時金は、企業で経費として処理される退職金と、政府が支出する退職手当とからなっているが、これらは労働の対価であり、支払い時点をもって所得発生の時点とみなして計上する。

④ 給与住宅差額家賃は、社宅など特別低廉な賃貸料で従業員に提供されている場合の従業員の支払い家賃とその原価（公営住宅家賃をこれに相当するものとみなす）との差額をさすが、これは入居者が受け取っ

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（統）（後藤）

た現物給与の一種とみなして計上する。

⑤ 副業所得は、雇用者が本業以外の勤め先をもっている場合、その従たる勤務先から得る所得である。

⑦ 社会保険雇用負担

社会保険の範囲は、恩給・年金、政府管掌および地方職員組合管掌の健康保険、厚生年金、船員保険、失業保険、労災保険、公務員関係共済組合（二公社、五現業を含む）と健康保険組合管掌の民間企業分、私立学校職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、その他とする。

なお、上記のうち、健康保険組合管掌の民間企業分と私立学校職員共済組合および農林漁業団体職員共済組合は、財政勘定における社会保険負担からは除外する。

(2) 個人業主所得

個人が企業の主体となり、家族や雇用者の労働を使って企業を運営して得た所得である。自宅と営業所とが異なる場合は、自宅の所在する県の居住者とみなす。なお、本業以外に個人業主が受け取る利子、配当および賃貸料所得は、個人の

財産所得に計上される。

個人業主所得の実体は、雇用者所得に計上される雇用労賃や賃貸料所得に計上される小作料などを除いた企業の利潤と、企業主およびその家族に対するいわば雇用者所得とみなされるものなどの混合所得である。

個人業主所得は、農林水産業とその他に二分して推計し、兼業による所得と国民健康保険および国民年金掛金を含める。なお、この場合の兼業とは、農家のうち農業が主で非農林水産業の自営業を兼業しているものと、勤労者のうち勤労が主で非農林水産業の自営業を兼業しているものと、非農林水産業の自営業主のうち同じく非農林水産業の自営業を兼業しているものをいう。

(3) 個人の財産所得

主として土地建物のような実物資産と金融資産の所有者としての個人（家計と家計にサービスを提供する民間非営利団体<sup>（主）</sup>）が、それらの資産の用役を提供する対価として受け取る貨幣所得と帰属所得で、賃貸料、利子および配当からなっている。ただし、上記民間非営利団体については、その性格上また推計上難点があるので帰属計算を行なわない。

(注) 民間非営利団体とは、①営利を目的とせず、②剰余金を構成員に分配せず、すべてを公益のために支出することを目的とするもの、あるいは構成員共同の利益をはかるもの（業者団体など）であって、③解放したときは残余財産の一部または全部が、国、地方公共団体もしくは類似の目的をもつ公益法人の所属に帰する団体で、さらに④公法上の法人でない団体をいう。

民間非営利団体は、その性格から、次の三つのグループに分割できる。

- ① 家計にサービスを提供するもの。
- ② 企業にサービスを提供するもの。
- ③ 企業の性格を有するもの。

しかし、一般には③の企業にサービスを提供するものと③の企業の性格を有するものとを一括して、企業にサービスを提供する民間非営利団体と呼び、家計にサービスを提供する民間非営利団体とともに民間非営利団体を二分する分類となっている。

- 次に、これらを日本標準産業分類との関連で説明すると、① 家計にサービスを提供するものは、上記分類のサービ

業の中分類である「九〇宗教」と「九二社会保険、社会福祉」、「九三学術研究機関」、「九四政治、経済、文化団体」のうちの労働、学術、文化、政治、社会福祉事業などの団体およびその他の非営利団体のうち家計サービスを提供するものとみなされる団体である。

- ② 企業にサービスを提供するものは、非営利的団体のうちの経済団体、自然科学研究所、人文科学研究所などである。
- ③ 企業的人格を有するものは、「八八医療業」、「八九保健および清掃業」、「九一教育」のうちの私立学校、「九二社会保険、社会福祉」、「九三学術研究機関」、「九四政治、経済、文化団体」、その他の非営利団体のうち企業にサービスを提供するものとみなされる団体およびその他の企業と同様の性格をもつ団体（信用保証協会や競馬、競輪、競艇の協会など）である。

#### ア 個人賃貸料所得

個人賃貸料所得は、県の個人居住者が県の内外を問わず所有する不動産と無体財産権の賃貸から生ずる所得であり、農業地代と地代家賃およびその他の賃貸料から構成される。

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（統）（後藤）

(ア) 農業地代は、田畑小作料と請負小作料からなっている。田畑小作料は小作地の賃貸から生ずる所得であり、請負耕作料は農家間の農作業の全面受託の報酬で、資金的な性格の強い「小作委託型」を除外した「賃貸借型」と「刈り分け型」の合計額とする。

(イ) 地代家賃は、不動産の賃貸から生ずる所得であるが、不動産の賃貸を本業とする個人業主の受け取る所得は、個人業主所得の不動産業に含まれる。

また、不動産の個人所得者が自らの消費用に使用する家屋については、他人の消費用に賃貸した場合に準じて評価される賃貸料が帰属賃貸料として本項の所得に含まれる。

営業用に使っている家屋の賃貸料相当額は、個人業主所得の一部を構成しているとみなされるので、ここには含まれない。

なお、本項の所得は、賃貸料の総額から減価償却費、修繕費、固定資産税などの必要経費を控除した純額である。

(ウ) その他の賃貸料は、個人が所有する無体財産権（特許

権等の工業所有権、著作権、営業権、漁業権、鉱区権など）を貸し付けることによって得られる賃貸料の総額から物的経費を控除した純額である。

イ 個人利子所得

個人利子所得は、県の居住者としての個人および家計にサービスを提供する民間非営利団体等が財政や金融機関等の民間企業および県外から受け取る貨幣利子と帰属利子からなっている。

貨幣利子とは、個人預金者が金融機関から受け取る預金利子や企業から受け取る社内預金利子および個人の所有する公債および社債からの利子である。なお、信託銀行の信託勘定は受益者の財産集合体として取り扱われるので、個人の信託財産から発生する利子が銀行勘定の支払利子とあわせて本項目に含まれる。また、家計にサービスを提供する民間非営利団体の受取利子も計上される。

帰属利子とは、個人が明白な対価を支出しないで金融機関（信託銀行の銀行勘定を含む）から受けた金融上のサービスに伴って発生したとみられる利子である。

すなわち、銀行等金融機関の業務についてみれば、個人

の預金者は（預金者）で示される帰属利子を受け取り、金融機関の提供するサービス（帰属サービスという）を購入するものと想定される。

生命保険会社および農農業協同組合共済部門においては、個人の勘定とみなされた（勘定）をもって帰属利子とする。

被保険者は、この帰属利子および保険料純収入すなわち〔投資純収入＋保険料〕－〔保険金＋責任準備金の増加分（相互組織の場合は利益剰余金を含む）〕をもって生命保険会社の事業費などをまかなうものとされる。

損害保険会社および火災共済組合において発生する帰属利子は、生命保険会社の場合とほぼ同様である。しかし、その範囲は、家財相当分保険料において発生するものに限定され、それ以外の保険料に発生するものはすべて中間取引きとして取り扱われ、ここでは計上しない。

ウ 個人配当所得

県の居住者としての個人が株式会社から受け取る配当のほか、有限会社、その他特殊法人から受け取る利益金あるいは剰余金の分配および法人企業の利益分配としての重役

賞与からなっている。したがって、この個人配当には、県民が、県外法人から受け取る配当も含まれることになる。

なお、この個人配当は、あとに述べるように、(参考)として欄外に表示される法人所得の内訳としての個人配当とは異なる。

#### (4) 法人企業から個人への移転

法人企業(企業にサービスを提供する民間非営利団体を含む)が、個人(家計にサービスを提供する民間非営利団体を含む)に対して支出する寄付金および貸倒金である。これらは法人企業の手得が個人に移転したものと考えられるが、他の分配所得項目に含まれないので、一項目として掲げるものとする。これは法人企業の生産活動によって裏づけられた所得(要業所得)の一部であるから県外所得に含められる。

なお、法人企業から個人への移転は、個人配当と同様県居住者の受け取り分であり、(参考)として欄外に表示される法人所得の内容である移転とは異なる。

#### (5) 法人税および税外負担

##### ア 税

国税の法人税、利子および配当にかかる源泉所得税のうち

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

ち、法人企業負担分、道府県民税の法人分、および市町村民税の法人分からなっており、国税は事業所主義によって推計した法人所得に対応するよう分割し、地方税は事業所主義による県別徴収額を計上する。国税について、県内収

納額を下回る場合は、その差額を県外から財政への移転に計上し、上回る場合はその差額を財政から県外への移転に計上する。税外負担についても同様に取り扱う。

##### イ 税外負担

日本銀行納付金、印刷局特別会計納付金、石炭鉱業事業団納付金と懲罰没収金、弁償違約金、延滞金、加算金などの法人企業負担金からなっている。

#### (6) 法人留保

法人留保は、(参考)として欄外に表示される法人所得から外部に流出した法人税、配当(役員賞与を含む)および法人企業から個人への移転を除いたものであり、利益準備金および任意積立金からなっている。

#### (7) 財政の事業所得および財産所得

国営企業剰余と一般財政の賃貸料、利子・配当などからなっている。

ア 国営企業剰余

県内居住者としての国営企業は、法人企業におけると同様に、原則として事業所主義によることとし、県内に所在する次の国営企業の事業所についての年度間剰余金が計上される。

(ア) 国 関 係

a 特別会計

- ①造幣局特別会計 ②印刷局特別会計 ③資金運用部特別会計 ④貴金屬特別会計 ⑤食料管理特別会計 ⑥森林保険特別会計 ⑦国有林野事業特別会計のうち国有林野事業勘定 ⑧中小漁業融資保証保険特別会計 ⑨アルコール専売事業特別会計 ⑩輸出保険特別会計 ⑪郵便貯金特別会計 ⑫簡易生命保険及郵便年金特別会計 ⑬糸価安定特別会計(昭和四三年度まで)

b 政府関係機関

- ①日本専売公社 ②日本国有鉄道 ③日本電信電話公社 ④国民金融公庫 ⑤住宅金融公庫 ⑥農林漁業金融公庫 ⑦中小企業金融公庫 ⑧北海道東北開

発公庫 ⑨公営企業金融公庫 ⑩中小企業信用保険

公庫 ⑪医療金融公庫 ⑫日本輸出入銀行 ⑬日本開発銀行 ⑭環境衛生金融公庫(昭和四二年度以降)

c その他の政府企業

- ①日本住宅公団 ②船舶整備公団(昭和四一年度以前は特定船舶整備公団) ③農地開発発機公団 ④森林開発公団 ⑤日本道路公団 ⑥首都高速道路公団 ⑦水資源開発公団(昭和三十七年度以降) ⑧阪神高速道路公団(昭和三十七年以降) ⑨日本鉄道建設公団(昭和三九年度以降) ⑩新東京国際空港公団(昭和四〇年度以降) ⑪阪神外貿埠頭公団(昭和四二年度以降) ⑫京阪外貿埠頭公団(昭和四二年度以降) ⑬石油開発公団(昭和四二年度以降) ⑭帝都高速交通営団 ⑮日本原子力研究所 ⑯電源開発株式会社 ⑰愛知用水公団(昭和四三年一月一日以降水資源開発公団に吸収) ⑱原子燃料公社(昭和四一年度まで)

(イ) 地方関係

a 公営企業会計

水道、工業用水道、交通、電気、ガス、簡易水道、

港湾整備、市場、と蓄場整設、観光設備、宅地造成  
およびその他の造林事業で、いずれも公営企業法適  
用、非適用の双方を含む。ただし、病院事業、下水  
道事業は国に準じて非企業とみなし除外する。

#### b 収益事業会計

競馬、競輪、モーターボート競走、小型自動車競走  
および宝くじ事業。

国関係県内事業所の純剰余の推計にあたっては、  
原則として事業所または地域単位の収支計算を利用  
することとし、不可能な場合は、一企業体としての  
純損益を統一された配分基準または関連分割指標に  
よって所在県に分割するものとする。なお、収益事  
業から普通会計への繰出しは専売納付金のように間  
接税とみなしてこれには含めない。

#### イ 賃貸料、利子および配当

この項目は、財政のうち前述の国公営企業以外一般会計  
をはじめとして非企業とみなしたものの収入となる賃貸  
料、利子および配当などからなっている。

賃貸料は、土地および水面の貸付料、建物および物件の

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

貸付料、著作権、特許権などの使用料、機械、船舶などの  
貸付料、公務員宿舍と公営住宅の使用料などからなってい  
る。その他の公営施設の使用料は個人から財政へのその他  
の移転で取り扱う。

なお、公務員共済組合、地方公共団体の職員の健康保険  
組合などの短期および長期経理における賃貸料、利子、配  
当に分類されない運用収入も含まれる。

#### (8) (控除) 一般財政負債利子

一般財政にかかる公債などの利子は、その資金が生産には  
寄与せず、したがって要素所得を生まない。すなわち、生産  
に伴って発生したものではないから所得にはならない。しか  
しながら、個人利子所得等にはこのような利子も算入されて  
いるので、これを一般財政負債利子として控除する。

特別会計および事業会計のうち、前記「(7)財政の事業所得  
および財産所得ア。国公営企業剰余」に掲げるもの以外(以  
下「非企業会計」という)にかかる支払利子などは、一般財政  
負債利子に含めることとする。なお、交付国債利子、特別住  
宅債券利子および宅地債券利子はここには含まれない。交付  
国債利子については、第三の(基本勘定)四、財政勘定「(3)

財政から個人への移転」を参照されたい。

(9) (控除) 消費者負債利子

個人の消費資金としての借入金から発生する利子であるから、一般財政負債利子と同様に県民所得に含めるべきではない。しかし、個人利子所得などにはこのような利子も算入されているので控除する。質屋の利子、一般金融機関の消費者貸付け利子、共済組合貸付利子、地方公共団体相互助会や職員組合の貸付利子などからなっているが、住宅貸付けに伴う利子は除外する。

(10) (参考) 法人所得

法人所得は、生産の行なわれる事業所に着目して事業所主義によって計上することとする。すなわち、法人の各事業所を、それぞれ所在する県の居住者として、その稼得所得を法人という制度的経済主体に帰すべき所得とみなす。したがって、この法人所得は県外への所得の処分を含み、県外からの所得を含まない。

このようにして、(参考)として欄外に表示される法人所得は、事業税の課税対象所得額と非課税対象所得額にはほぼ相当する。

三 県民総支出

県民所得は、それぞれの経済部門が一定期間に財貸サービスを購入する面で、すなわち、最終生産物に対する支出の面でもは握ることができるが、これは通常市場価格ベースで評価されている。県民総支出は、市場価格で表示される県内総生産に県外からの純所得を加えた県民総生産に対応する。

(1) 個人消費支出

個人消費支出は、県内に居住する個人（家計および家計にサービスを提供する民間非営利団体）が、一定期間に行なう財貸サービスの取得に対する支出である。この場合の財貸サービスの支出は現金支出を伴うもののほか、農家などの自家用に供された食料、燃料ならびに勤労者が現物給与として受け取った食料や医療現物給付（国公立病院収入となるものは除かれる）自衛隊給食費、被服費、学校給食費、給与住宅差額家賃、自己所有家屋や金融機関が提供するサービス（帰属賃貸料および金融機関の帰属サービス）の評価額、義務教育教科書政府負担分、肢体不自由児施設経営委託費、戦傷病者無賃乗車船負担金、その他政府から個人への移転のうち現物給付とみなされるものが含

まれる。

個人の財貨購入のうち家具その他の耐久財購入はすべ  
て消費支出としてここに含まれるが、住宅建設は投資活  
動とみなして県内民間総資本形成に含められ、個人貯蓄  
がその源泉となる。ここでは年々の果実である家賃相当  
額だけが消費として計上される。

国公立学校授業料、入学検定料、国立病院収入とな  
る診療費などの支払い、免許手数料、使用料および寄付  
金は個人消費支出には計上されず、「個人から財政への  
その他の移転」に含まれる。罰金、没収金なども「個人  
税および税外負担」に含まれる。また損害保険料、仕送  
金、贈与金、労働組合費などの個人間移転は個人消費支  
出とはみなされない。これらは推計面で家計調査を利用  
する場合含まれているので、個人消費支出から控除され  
なければならぬ。

上述した主として基礎資料との関係による加算項目、  
控除項目の調整は各該当費目ごとに行なうこととする。

推計に家計調査が利用されるかぎりには、県内居住者の  
県外消費が含まれ、一方、非居住者の県内消費が含まれ

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

ていないので、県民主義への調整は必要ないが、県内居  
住者の県外消費と非居住者の県内消費とは県外勘定にお  
いてそれぞれ移入と移出に区分して含ませるから、別個  
に推計しなければならない。

家計は、農家、非農家普通世帯および単身者に分けら  
れるが、おのおの世帯の概念規定は次による。

農家は農家経済調査の対象に見合う範囲のものとし、  
專業の林家、漁家などは非農家世帯とする。非農家普通  
世帯は住居をともにする二人以上世帯で、国勢調査によ  
る普通世帯から一人世帯(単身農家を除く)と農家戸数を  
差し引いたものとする。単身者は国勢調査による一人世  
帯(単身農家を除いた一人で一戸をかまえている人)、一人の  
準世帯(一人で一般家庭または下宿屋に間借り、下宿してい  
る人)、二人以上の準世帯(会社の独身寮、学校の寄宿舎に住  
んでいる人や営業使用人六人以上など)の人員とする。

家計外消費支出は、企業がそれを支出しなければ必然  
的に家計で支出しなければならないもので、しかも明ら  
かに営業上の必要経費の範囲を逸脱しているものであ  
り、企業の接待費、交際費、法定福利費以外の福利厚生

費などをいうが、これらは企業経費とみなして、個人消費支出には含まない。ただし、推計可能であれば別掲することが望ましい。

(2) 財政の財貨サービス経常購入

一般会計、普通会計および非企業会計において支出されるものうち、財政の消費となる財貨やサービスの購入と認められる項目を合算したものであり、人件費、物件費、失業対策事業費の一部、補助費（分担金、負担金、交付金、補助金）などの一部からなっている。

企業会計については、経常支出は企業経費として処理されてしまうので、財貨サービス経常購入には含まれない。

ア 人件費

議員や知事、市町村長等の特別職の歳費、報酬および諸手当、委員手当、諸謝金、職員の俸給、雑手当、退職手当、共済組合などに対する雇い主としての負担金など、なお退職年金、恩給、公務災害補償費は除く。

イ 物件費

職員旅費、光熱費、交際費、食糧費、役務費（郵便運送料など）、賃金（日々雇用のアルバイトなどのみ）、備品購入費、文房具費、賃借料、公営保育所における幼児の食費や教材がん具費、国公立病院事業の薬品、医療器具、医療経費など。なお支払利子はここには含まない。

ウ 失業対策事業費

失業対策事業費のうち、補助事業の一般失業対策費と単独事業費（いずれも人件費込み）。

エ 補助費等

普通会計の「補助費等」には多種多様の費目が含まれているが、そのうち「その他民間団体に対するもの」のうち分担金、負担金などのうち、委託費の性質や共同開催行事などの共催費用の性質を有する支出費目をとる。

オ 企業と家計による購入分の控除

刑務所収入、生産物売払収入等一般会計、普通会計および非企業会計において財貨サービスを提供した対価として得た収入は、相当価額が個人消費支出等に計

上され、コスト（販売価額をコストに等しいとみなす）が回収された分であるから、負の経常購入として控除する。なお、土地、建物および中古品の売払代は含まない。

### (3) 県内総資本形成

県内総資本形成は、財政、企業、家計および民間非営利団体等の資本ストックへの一定期間中の総付加分で、建物、構築物その他、機械装置などへの支出である「総固定資本形成」と、原材料、仕掛品、製品、商品などの物量的増減を金額で示した「在庫品増加」とに大別される。

#### ア 県内総固定資本形成

県内総固定資本形成は、民間と財政に分類し、さらに前者を住宅と企業設備に、後者を住宅、企業設備および一般財政に分類する。

#### (7) 民間

固定資本形成は次の基準のいずれかに該当する支出を属地主義によって推計するものとする。

- ① 耐用年数一年以上、一品目一件当たりの金額がおおむね三万円以上（昭和三十八年度以前は二万円以上）

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（統）（後藤）

の固定資産の取得に対する支出。

- ② 固定資産の取得に要する直接的経費。

- ③ 修繕補修のうち改良・改造に支出した費用（単なる修繕補修は除く）。

- ④ 取替資産（レール、電線など）に対する支出のうち新設、改良向け支出分。

- ⑤ 建設工事、重機械などで、建設仮勘定に計上されている内需向け仕掛工事（支出は握の時点は進ちょくべースによる）。

- ⑥ 土地改良および住宅建築向け個人（家計にサービスを提供する民間非営利団体を含む）の支出。

- ⑦ 林木育成のための総経費および大動植物の取得のための費用。

なお、固定資産として取り扱われる林木育成と大動植物の取得は企業設備に含める。また、中古資産は、他県との間で移転するものだけを対象とし、取得価額を企業設備に加算すると同時に移入に計上し、売却した県は簿価によって企業設備から控除すると同時に移出に計上する。船舶、車両および航空機な

どの移動性償却資産で二以上の県にわたって使用されるものについては、自治省から市町村に配分する当該固定資産の評価額を調査し、計上する。

住宅は所有のいかんを問わず、民間所有の専用住宅、産業併用住宅の居住用部分、分譲住宅（住宅公団、住宅供給公社などの分譲分を含む）法人所有の社宅からなっている。

(イ) 財 政

財政の資本形成の推計対象は、普通会計と、非企業会計および第三の（主要系列表）二 県民所得の分配「(7)財政の事業所待および財産所得」に示した国公営企業であり、財政に関する企業の総固定資本形成推計の基準は前項の民間の場合に準ずる。

財政の固定資本形成を把握する際には、公共事業関係の調査費、計画費は、建設事業が具体的に決定された後の当該工事の施行に必要なものだけを、また、工事事務費は、現場事務所の経費だけを資本支出とする。

また、財政の総固定資本形成は進ちょく主義によることを原則とし、国直轄の公共事業で二県以上にわた

る場合は管轄する地方建設局、農政局あるいは工事事務所について県別投資額を調査し、その結果を採用する。なお、資本補助金（主として施設、設備補助金からなっている）は資本形成を行なう主体に計上する。

車両等移動性国有資産は所属する事業所や機関区の所在する県の資本形成に計上するが、政府の行なう受託工事については、その工事の委託者の固定資本形成とするのを原則とするから、財政面では計上しないこととする。

イ 在庫品増加

在庫品増加は、企業の所有する原材料、仕掛品、製品、商品などの物量的増加を金額で評価したものである。これは民間企業の在庫品増加と財政による企業の在庫品増加とに分けられる。

在庫品増加は原則として所有する事業所の属する県に計上するが、所有する事業所の居住地が明らかでない場合は所在県の在庫品増加に計上する。

船舶、車両および航空機などの移動性償却資産の建設仮勘定については、（発注者が県の非居住者である場合には）

発注者に引き渡すまでは受注者の在庫に計上し、引渡し時において在庫減すると同時に、発注者の固定資本形成に計上する。さらに発注者の居住する県の移入に、受注者の居住する県の移出に計上する。

なお、在庫品評価調整前で評価することとする。

(4) 移 出

次項参照。

(5) 移 入

居住者と非居住者との間の商品、非要素サービスの受け払いを対象とし、商品の移出入は、原則として事業所基準の属人の主義では握する。

移出入(輸出入を含む)は、商品、貨物運賃、保険料、その他の運輸、その他非要素サービスの対価の受け払いと非居住者の県内消費支出、居住者の県外消費支出を対象とする。

(6) 県外からの純所得

県民所得から県内純生産を差し引いて求めるが、これには両者の推計上の誤差も含まれるので、検証の必要もあり、県外からの所得と県外への所得の直接推計結果を付表に示すこととする。県外との所得の受け払いには投資収益、法

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(続)(後藤)

人企業から個人への移転および他の要素所得を対象とする。

四 実質県民総支出

質県民総支出とは、県民総支出の系列から年々の物価の変動による影響を除去したものであるが、これを求めるのに、ある特定年次(現在の基準年次は昭和四〇年)の価格でその他の年次の支出を評価するという不変価格表示方式を採用する。すなわち、県民総支出の各構成項目をそれに見合った物価指数で実質化し、その積上げにより、実質県民総支出を求めるという方法をとる。

構成項目は 第二 県民所得の表章形式の一、主要系列表の「(4)実質県民総支出」に示すとおりである。

なお、県の経済活動の成長を包括的に示す経済成長率の指標としては県内総生産が適当であるが、国の場合でも物価指数等の関係もあり総支出の面から計測されているので、県民所得統計の場合も実質県内総支出を推計し、これにより成長率を計測することとする。

(基本勘定)

一、県内総生産と総支出勘定

県内総生産と総支出勘定は、表章形式に示す県民所得の配

勘定以下の基本勘定を総合整理することによって最終的に作成される総括勘定であり、県の特異性を考慮して県内概念による市場価格表示の県内総生産と総支出のバランスを表わすこととする。

市場価格表示の県内総生産とは、産業別に推計された県内純生産に資本減耗引当と間接税を加え、経常補助金を控除したものである。

県内純生産は県という行政区域を単位地域とする属地主義で生産面から産業別に示したものであり、要素費用で評価される。その明細は、第二県民所得の表章形式 一、主要系列表「(1)産業別県内純生産」および第三の(主要系列表)二、産業別県内純生産」に示すとおりである。

市場価格表示の県内総支出は 第二県民所得の表章形式 一、主要系列表「(3)県民総支出」に示すとおり「県民総支出」から「県外からの純所得」を控除したものである。

統計上の不突合は、支出面と生産面において基礎資料や推計方法が異なるために生ずる計数上の不一致をいうのであって、県内総支出の側に示すことにする。

## 二、県民所得分配勘定

いわゆる県民分配所得は、県の居住者が一定期間に生産活動に対してその所有する労働、土地、資本などの生産諸要素を提供することによって県内外から受け取るべき現金および現物所得の総額であり、第二県民所得の表章形式 一、主要系列表「(1)産業別県内純生産」に、第二県民所得の表章形式 二、基本勘定の「(6)県外勘定」に計上される県外からの純所得を加算したものに等しい。生産要素の結合によって発生した所得をそれらの生産要素を提供した主体あるいは生産要素に対して分配される県民所得と対応させて勘定形式で示したものが県民所得分配勘定である。その構成項目の明細は第三の(主要系列表)二、県民所得の分配」に表示される。

### (1) 雇用者所得

第三の(主要系列表)二、県民所得の分配「(1)雇用者所得」参照。

### (2) 個人業主所得

第三の(主要系列表)二、県民所得の分配「(2)個人業主所得」参照。

### (3) 個人の財産所得

第三の(主要系列表)二、県民所得の分配「(3)個人の財

産所得」参照。

(4) 法人企業から個人への移転

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(4)法人企業から個人への移転」参照。

(5) 法人税および税外負担

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(5)法人税および税外負担」参照。

(6) 法人留保

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(6)法人留保」参照。

(7) 財政の事業所得および財産所得

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(7)財政の事業所得および財産所得」参照。

(8) 一般財政負債利子

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(8)一般財政負債利子」参照。

(9) 消費者負債利子

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(9)消費者負債利子」参照。

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（続）（後藤）

(10) 県内純生産

第三の（主要系列表）「一、産業別県内純生産」参照。

(11) 県外からの純所得

第三の（主要系列表）三、県民総支出「(6)県外からの純所得」参照。

三、個人勘定

個人勘定は、社会保険料負担を含めた発生主義で表示することとし、家計にサービスを提供する民間非営利団体もこの個人部門に含まれる。

(1) 個人消費支出

第三の（主要系列表）三、県民総支出「(1)個人消費支出」参照。

(2) 個人税および税外負担

第三の（基本勘定）四、財政勘定「(6)個人税および税外負担」参照。

(3) 社会保険に対する負担

第三の（基本勘定）四、財政勘定「(9)社会保険に対する負担」参照。

(4) 個人から財政へのその他の移転

第三の（基本勘定）四、財政勘定「(10)個人から財政へのその他の移転」参照。

(5) 個人から県外への移転

県居住者の県外に対する送金、贈与などを計上する。

(6) 個人貯蓄

個人貯蓄は、県民個人所得からその処分としての上述の個人消費支出、個人税および税外負担、社会保険に対する負担、個人から財政へのその他の移転および個人から県外への移転を差し引いた残額である。

すなわち、個人貯蓄の内容は、個人の現金、預貯金（社内預金を含む）、有価証券投資額、家計による個人住宅の新築または購入純額などのほかに個人業主所得が個人所得に含まれるため、これから投資に向けられる部分も含まれているので、個人業主の耐久財純投資および在庫品の増加からなる。また組合管掌の社会保険剰余金も含まれる。ただし、いずれも借入金による分を控除したものである。

個人貯蓄については上述の直接推計をあわせて行ない残差としてのそれを検証するが、内訳を参考表として示すこととする。内訳項目は、預貯金純増、証券投資、信託・公

社債投資、住宅純建設、個人業主の純資本形成（純固定資本形成（純固定資本形成、在庫品増加）および（控除）借入金純増とする。

(7) 雇用者所得

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(1)雇用者所得」参照。

(8) 個人業主所得

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(2)個人業主所得」参照。

(9) 個人の財産所得

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(3)個人の財産所得」参照。

(10) 法人企業から個人への移転

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(4)法人企業から個人への移転」参照。

(11) 消費者負債利子

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配「(9)消費者負債利子」参照。

(12) 財政から個人への移転

第三の（基本勘定）四、財政勘定〔(3)財政から個人への「移転」参照。

(13) 県外から個人への移転

県外から県居住者に対する送金、贈与などを計上する。

なお、個人可処分所得と貯蓄率を欄外に別掲する。

四、財政勘定

県民所得勘定における財政とは、県という行政地域内における本省、出先機関、県および市町村の一般行政機関と国営企業をさし、県経済における一つの経済主体として財貨サービスを購入等の支出行為と租税収入等の収入行為を行なうものである。

県民所得勘定における財政の範囲と区分は次のとおりである。

① 一般財政

一般会計——本省とその出先機関の一般会計。

普通会計——地方公共団体の一般会計と他に区分されない特別会計。

非企業会計——本省とその出先機関の非企業特別会計、地方公共団体の国民健康保険、公益質屋、農業共済、交

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（続）（後藤）

通災害共済および公立大学付属病院の各事業会計ならびに公営企業会計のうち病院事業および下入道事業会計。

② 財政による企業

企業会計——第三の（主要系列表）二、県民所得の分

配一(7)財政の事業所得および財産所得」の項に示した国

関係県内事業所と地方関係の公営企業および収益事業。

なお、各県が他県内に置く事務所、駐在所は他県の非居住者とする。

国の機関は一般行政機関、政府企業のいずれについても、それぞれの事業所が所在する県の居住者とみなして、県市町村とともに県における財政という経済主体を構成するものとする。県と市町村が出資している一部事務組合は、出資金の比率によって両者に分割する。国出先機関は原則として特定の地域を対象として政府サービスを提供するものであり、本省の行政機能を補完する付属機関や研究機関は本省とみなす。

財政勘定は、国出先機関、県および市町村の三部門（東京都など本省の所在する都道府県にあっては本省を加えた四部門）の經常取引に関する収入、支出のバランスを示すものであり、推計にあたってはそれぞれの収支表を作成してから統合する

方法をとることとする。

なお、中央官庁自体については、その所在する県の財政部門に含めるが、地方財政の国庫との関連、依在度を示すため、「国庫」という財政移転の対象としてのいずれかの県にも属さない擬制の主体を設定し、これを海外とともに「県外」の一構成部門とみなして、県外との取引きに関する内訳を参考表として示すこととする。

(1) 財政の財貨サービズ経常購入

第三の（主要系列表）三、県民総支出「(2) 財政の財貨サービズ経常購入」参照。

(2) 経常補助金

経常補助金は政策目的によって産業振興のため、あるいは市場価格を低めるために、生産者の損失補償を目的として一方的に財政から給付され、受給者の経常勘定において収入として処理されるものである。企業にサービズを提供する民間非営利団体に対して同上の趣旨により支出されるものを含む。

主として価格調整費、利子補給金、損失補てん金、企業会計繰出金のうち経常損失を補てんする繰出金、試験

研究費補助金、その他の産業振興費および運営費補助金などからなっている。なお、食糧管理特別会計の損失補てんについては、県所在食糧事務所を財政による企業に分類し、同特別会計の損失補てん相当額の県分推計額を経常補助金に計上する。

(3) 財政から個人への移転

所得の循環過程において当該年度間の生産に見合わぬい財政から個人への一方的な所得の移転をいう。家計にサービズを提供する民間非営利団体をこの場合の個人に含めることは他と同様である。「財政の財貨サービズ購入」と「財政から個人への移転」との区分基準は、不特定多数の県居住者を対象として、その共通の利益のために支出されるものは財貨サービズ購入とし、住民福祉に関する所定の社会基準に該当する特定範囲の個人を給付対象とする支出だけを個人への移転とする。現物給付については、現金給付との本質的相違が見いだし得ないので移転項目に含める。内容は次のとおりとする。

① 社会保険給付

② 健康保険 ③ 厚生年金 ④ 船員保険

- ④ 失業保険
- ⑤ 労災保険
- ⑥ 共済組合
- ⑧ 国民健康保険
- ⑨ 国民年金

(注) 一、健康保険は、政府管掌分と、組合管掌分のうち、

公庫・公団・や地方公共団体の職員が組織するものであり、共済組合は国家公務員、公共企業の職員および地方公務員などの組合とする。国民健康保険は

公営分だけとする。それら以外の組合管掌分は民間部門内の移転として部門間取引にはあらかわさない。

二、労災保険は政府管掌分と、地方公共団体等が雇主負担金を拠出する地方公務員災害補償基金分とからなっている。

- ② 恩給・年金 (① 社会保険給付にかかげるものを除く)
  - ① 文官等恩給
  - ② 旧軍人遺族等恩給
  - ③ 旧令共済組合年金
  - ④ 日鉄八幡共済組合年金
  - ⑤ 日本学士院会員年金
  - ⑥ 文化功労者年金
  - ⑦ 地方吏員恩給
  - ⑧ 国会議員互助年金
  - ⑨ 公務災害補償費

国と地方公共団体の公務災害補償費をとるが、地方公共団体の地方公務員災害補償基金拠出分は社会保険

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

給付の③ 労災保険に含まれるので、ここでは災害補償費のうちの「その他」だけとなる。

- ④ 交付国庫債券の元利償還金

国庫債券(以下「国債」という)の元利償還金のうち次に掲げるものについては、個人への移転の長期にわたる分割払いとみなして個人への移転に計上する。

遣族国債、引揚者国債、引揚者特別給付金国債、農地証券、特別給付金国債、特別弔慰金国債、農地被買収者国債

なお、土地買収代金として交付公債などは該当しない。

- ⑤ 社会福祉費
  - i 生活保護費
  - ii その他の社会福祉費
    - 刑事補償金、留守家族援護金、災害救助費、見舞金、弔慰金、児童扶助手当、学校給食費補助金、教科書購入金、褒賞金、報償金、児童保護(保育所)費補助金、肢体不自由児施設等経営委託費、戦傷病者無賃乗車船負担金、諸育英会運営補助金、その他

上記に類する扶助費や家計にサービスを提供する民間非営利団体等の運営補助金など。

(4) 財政から県外への移転

財政を構成する国出先機関、県および市町村から他県のすべての部門への所得の移転を計上する。その内容は、国庫をはじめ県外の諸部門との移転取引きのすべてが含まれるので内訳を参考表として表示することとする。

なお、国庫への移転は、財政勘定の経常収入項目のうち国税および税外負担などと県および市町村の中央政府に対する負担金、分担金などからなる。

(5) 財政経常余剰

財政の経常収入総額から上述の財貨サービス経常購入、経常補助金、財政から個人への移転および財政から県外への移転を差し引いた残額であって、財政貯蓄としての性格を有するバランス項目であり、財政の資本形成のおもな源泉とみなされる。

(6) 個人税および税外負担

内容は次のとおりであるが、県居住者としての個人

の所得に対応する個人税を推計して計上するので県内徴収額とは一致しない。県内徴収額を下回る場合はその差額を県外から財政への移転に計上し、上回る場合はその差額を財政から県外への移転に計上する。税外負担についても同様に取り扱う。

ア 個人税

(7) 国税 所得税（源泉 申告の双方を含む。ただし、

利子および配当にかかる源泉所得税のうち法人負担分は法人税に含める）、相続税および再評価税の県内居住者のうちの個人負担分

(イ) 地方税 道府県民税の個人分、自動車税の個人

負担分、自動車取得税の個人負担分、狩猟免許税、入猟税、市町村民税の個人分、軽自動車税の個人負担分など。

イ 税外負担

罰金、科料、没収金、弁償違約金、延滞金、加算金のそれぞれの個人負担金など。

(7) 法人税および税外負担

第三の（主要系列表）二、県民所得の分配（5）法人税および税外負担」参照。

(8) 間接税

県民所得統計上の間接税は、企業の生産物の価格ないし数量を基準とした課税で、企業の生産コストや価格政策に影響をおよぼすものであって、企業にとって経費算入を認められる租税と税外負担である。これは要素費用表示の県内純生産を市場価格表示の県内総支出に評価基準をあわせるための調整項目としての性格をもつものであり、県内居住生産者による納税地主義によって、国税、地方税とも県別収納済み額を採用する。なお、移出入の評価は市場価格で行なう。

間接税の内容は次のとおりとする。

ア 間接税

(7) 国税

酒税、砂糖消費税、揮発油税、石油ガス税、物品税、トランプ類税、取引所税、有価証券取引税、通行税、関税、とん税、印紙収入、日本銀行券発行税、入場税、地方道路税、特別とん税、原

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（続）（後藤）

重油関税など。

(1) 道府県税

事業税、不動産取得税、たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税（営業用に使用する自動車に対するもの）、鉱区税、固定資産税、法定外普通税、軽油引取税、自動車取得税（営業用に使用する自動車に対するもの）など。

(ウ) 市町村税

固定資産税、軽自動車税（営業用に使用する軽自動車に対するもの）、たばこ消費税、電気ガス税、鉱産税、木材取引税、法定外普通税、入湯税、都市計画税、水利地益税、共同施設税など。

イ 税外負担

(7) 日本専売公社納付金、アルコール専売等特別会計納付金、日本中央競馬会納付金、競馬、競輪、競艇、宝くじ等の収益事業会計から普通会計へ納入した繰出金（繰入金控除）、発電水利用料、農業共済事業の賦課金。

(1) 認許可、免許手数料、諸使用料（ただし、公営住

- 宅や公務員宿舍の使用料、建物貸付等使用料は財政の財産所得につき除外する）、寄付金、公共下水道料金の企業納入分、分担金、負担金の企業負担分。
- (9) 社会保険に対する負担

社会保険の範囲は、恩給・年金、健康保険、厚生年金、船員保険、失業保険、労災保険（地方公務員災害補償基金を含む）、各共済組合、国民健康保険および国民年金とし、いずれも雇主および雇用人双方の負担をとる。ただし、国民健康保険と国民年金についての国庫負担分は含まない。健康保険は、政府管掌分と組合管掌のうち地方公共団体と公庫公団などの職員が組織するものとし、国民健康保険は、公営分だけとする。

次項の個人から財政へのその他の移転とともに居住者が支払うものだけとし、個人税等の取り扱いと同様に総額との差額は財政から県外への移転と県外から財政への移転で調整する。

(10) 個人から財政へのその他の移転

中央財政については、国立病院（国立療養所、大学付属病院を含む）収入、国立学校授業料・入学検定料、許

認可、免許手数料、使用料、自動車検査登録手数料（印紙売りさばきによる）、用途指定寄付金等受入れの家計分。

地方財政については、公立病院収入、公立学校授業料、入学検定料、手数料、使用料、公立幼稚園、保育所の使用料、寄付金、分担金、負担金それぞれの家計分、公共下水道料金の家計分、雑収入の雑入。

(11) 県外から財政への移転

県外のすべての部門から国出先機関、県および市町村からなる財政への所得の移転を計上する。したがってその内容は、国庫をはじめ県外の諸部門との經常移転取引と資本移転取引の双方が含まれるので、内訳を参考表として表示することとする。

なお、国庫からの移転は、県内出先機関における国庫支出金の支出額（地方公共団体への国庫支出金を除く）、地方交付税、地方譲与税、地方公共団体への国庫支出金などからなっている。

本省庁から県内財政に対するすべての移転を県外から財政への移転に計上し、県内国税収入等の金額を財

政から県外への移転に計上するグロス方式による。

(12) 財政の事業所得および財産所得

第三の(主要系列表) 二、県民所得の分配「(7)財政の事業所得および財産所得」参照。

(13) (控除) 一般財政負債利子

第三の(主要系列表) 二、県民所得の分配「(8)控除) 一般財政負債利子」参照。

五、資本形成勘定

まず投資側に、第三の(主要系列表) 三、県民総支出のうち、県内総資本形成が計上される。県内総資本形成をまかした源泉としての法人留保、個人貯蓄および財政経常余剰に資本減耗引当と県外に対する債務の純増を加算し、県内総資本形成の資金調達として県内総資本形成と対応させる。

県内総資本形成を表示するために、県外に対する債務の純増は県内総資本形成の資金調達側に計上されるがマイナスならば県外への資金の流出を、プラスならば流入を示すことになる。県内総資本形成と県内総資本形成の資金調達とは本来事後的には必ず一致すべきものであるが、統計資料や推計方法の相違などから計数上の不一致が生ずるのでこれを統計上

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(統)(後藤)

の不突合として、県内総資本形成の資金調達の側に控除項目として計上する。これは、県内総資本形成と総支出勘定における統計上の不突合と等しくなる。

(1) 県内総固定資本形成

第三の(主要系列表) 三、県民総支出(3)県内総資本形成「ア県内総固定資本形成」参照。

(2) 在庫品増加

第三の(主要系列表) 三、県民総支出(3)県内総資本形成「イ在庫品増加」参照。

三 資本減耗引当

資本減耗引当は、物的固定資本の減耗に充当した引き当てであり、一定期間の生産のために消耗される有形固定資産の経常的減耗に対する引当額である。減価償却費と、火災や風水害によって発生する有形固定資産の損失分で経常費にあてられた資本偶発損とからなっている。

(4) 法人留保

第三の(主要系列表) 二、県民所得の分配「(6)法人留保」参照。

(5) 個人貯蓄

- 第三の(基本勘定)三、個人勘定「(6)個人貯蓄」参照。  
財政経常余剰

(6) 第三の(基本勘定)四、財政勘定「(5)財政経常余剰」参照。

- (7) 県外に対する債務の純増

第三の(基本勘定)六、県外勘定「(5)県外に対する債務の純増」参照。

- (8) (控除)統計上の不適合

第三の(基本勘定)「一、県内総生産と総支出勘定」参照。

#### 六、県外勘定

県外との取り引きをあらわす勘定である。

- (1) 移出

第三の(主要系列表)三、県民総支出「(4)移出」参照。

- (2) 県外から個人への移転

第三の(基本勘定)三、個人勘定「(3)県外から個人への移転」参照。

- (3) 県外から財政への移転

第三の(基本勘定)四、財政勘定「(1)県外から財政へ

の移転」参照。

- (4) 県外からの純所得

第三の(主要系列表)三、県民総支出「(6)県外からの純所得」参照。

- (5) 県外に対する債務の純増

県外勘定における収支バランス項目である。

- (6) 移入

第三の(主要系列表)三、県民総支出「(5)移入」参照。

- (7) 個人から県外への移転

第三の(基本勘定)三、個人勘定「(5)個人から県外への移転」参照。

- (8) 財政から県外への移転

第三の(基本勘定)四、財政勘定「(4)財政から県外への移転」参照。